

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	中国古小説訳注：『續齊諧記』
Author(s)	先坊, 幸子
Citation	中國中世文學研究 , 59 : 80 - 120
Issue Date	2011-09-20
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051433
Right	
Relation	



中国古小説訳注 | 『續齊諧記』

先坊幸子

『續齊諧記』は、『齊諧記』の続編として記されたもので、『隋書』經籍志・雜傳に「續齊諧記一卷 吳均撰」とあり、『舊唐書』經籍志・雜傳類および『新唐書』藝文志・小説家類、『宋史』藝文志・小説類にも存在が確認できる。編者の吳均は、字を叔庠といい、吳興郡故鄣縣の人である。かつて沈約が均の文を見たとき、これをたいそう褒め称えたという。均の文体は清らかに秀でて古風であり、新しい文体を好む者にそれを学ぶ者がおり、その文体は「吳均體」と呼ばれた。天監年間の初に吳興の主簿となり、建安王の偉の記室となつた。王が江州刺史に遷ると、國侍郎に任命され、府の城局を兼任し、最後には奉朝請に除せられた。范曄『後漢書』九十卷に注し、『齊春秋』三十卷、『廟記』十卷、『十二州記』十六卷、『錢唐先賢傳』五卷、『續文釋』五卷、文集二十卷を著した。(『梁書』四九・『南史』七二)。なお、吳均と『續齊諧記』との関係については未詳。

書名に用いられている「齊諧」の語について、『莊子』逍遙遊篇第一に「齊諧者、志怪者也。諧之言曰『鵬之徙

於南冥也、水擊三千里、搏扶搖而上者九萬里、去以六息者也。」(齊諧は、怪を志す者なり。諧の言に曰く「鵬の南冥に徙るや、水を擊つこと三千里、扶搖に搏ちて上る者九萬里、去るに六月を以て息ふ者なり」と。)とあり、唐・成玄英の疏に「姓齊、名諧、人姓名也。亦言書名也。齊國有此俳諧之書也」(姓は齊、名は諧、人の姓名なり。亦た書名と言ふなり。齊國に此の俳諧の書有るなり)とある。古書の名、一説に齊に行われる俳諧の書、または人名とする。『續齊諧記』の内容は、その名の示す通り「怪を志した」ものである。

この度は『增訂漢魏叢書』(八十六種本)所収の『續齊諧記』に拠り、『四庫全書』本『續齊諧記』及び類書所引『續齊諧記』を用いて字句の校勘をした上で訳注を施した。その後に『漢魏叢書』未収録の類書所引『續齊諧記』説話を補遺として加えた。

尚、古小説の訳注については、既に干寶『搜神記』(白帝社)、陶潛『搜神後記』(白帝社)、祖沖之『述異記』(『中国古典文学研究』七)、宋・東陽无疑『齊諧記』(『中國中世文學研究』第五八号)を済ませている。次回は魏・曹丕『列異傳』を予定している。

漢宣帝以早蓋車一乘、賜大將軍霍光。悉以金鉸具。至夜、車轄上金鳳凰輒亡去、莫知所之。至曉乃還。如此非一。守車人亦嘗見。後南郡黃君仲、北山羅鳥、得鳳凰。入手即化成紫金。毛羽冠翅宛然具足、可長尺餘。守車人列上云「今月十二日夜、車轄上鳳凰俱飛去。曉則俱還、今則不返。恐爲人所得。」光甚異之、具以列上。後數日、君仲詣闕、上鳳凰子云「今月十二夜、北山羅鳥所得。」帝聞而疑之、置承露盤上、俄而飛去。帝使尋之、直入光家、止車轄上。乃知信然。帝取其車、每遊行、即乘御之。至帝崩、鳳凰飛去、莫知所在。

漢の宣帝は早蓋の車一乗を以て、大將軍霍光に賜ふ。悉く金の鉸具を以てす。夜に至るに、車轄上の金の鳳凰輒ち亡げ去り、之く所を知る莫し。曉に至りて乃ち還る。此くの如きこと一に非ず。守車の人も亦た嘗に見る。後に南郡の黃君仲、北山に鳥を羅し、鳳凰を得たり。手に入るや即ち化して紫金と成る。羽毛や翼など、そつくりそのまま備わつており、その長さは一尺余りもあつた。守車の者が奏上して言うには「今月十二日の夜、車轄上の鳳凰が俱に飛び去りました。明け方になると俱に戻つて来るのに、この度は返つて来ません。恐らく人間に捕まえられてしまつたのでしよう」と。光はこの事をとても不思議なことだと思い、詳しく述べました。数日が経つた後、君仲は宮城に参内した。鳳凰の子を献上して言うには「今月十二日の夜、北山に鳥の網を張つて捕まえたのです」と。帝はこの事山に鳥の網を張つて捕まえたものです」と。帝はこの事を聞いて車についていた金の鳳凰ではないかと疑い、承露盤の上に置いてみると、俄に飛び去つた。帝がこれを探索して追いかけると、真つ直ぐに光の家に入つ

なり」と。帝聞きて之を疑ひ、承露盤の上に置くに、俄にして飛び去る。帝之を尋ねしむるに、直ちに光の家に入り、車轄の上に止まる。乃ち信に然るを知る。帝其の車を取り、遊行する毎に、即ち乗りて之を御す。帝の崩するに至り、鳳凰飛び去り、所在を知る莫し。

【通釈】

漢の宣帝は黒い覆いの車を一台、大將軍の霍光に賜つた。鉸具は悉く金で作られていた。夜になると、車轄の上の金の鳳凰がいつも逃げ去り、行く所を知る者は無かつた。明け方になる度に戻つて来ていた。こんなことが何度もあつた。守車の者もまた常にそれを見ていた。後に南郡の黃君仲が、北山に鳥の網を張り、鳳凰を捕まえた。手中に入れるや直ぐに紫金に変化した。羽毛や

とさか・翼など、そつくりそのまま備わつており、その長さは一尺余りもあつた。守車の者が奏上して言うには

「今月十二日の夜、車轄上の鳳凰が俱に飛び去りました。明け方になると俱に戻つて来るのに、この度は返つて来ません。恐らく人間に捕まえられてしまつたのでし

て行き、車轄の上に止まつた。そこではじめて本当のことだつたのだと知つた。帝はその車を召し上げ、遊行する度に、その車に乗つた。帝が崩御した時に、鳳凰は飛び去り、その行方を知る者は無かつた。

【語釈】

* この話は『書鈔』一四一、『廣記』四〇〇に見える。

漢宣帝賜霍光、金鳳爲轄也。（『書鈔』一四一引）

漢の宣帝、霍光に賜ふに、金鳳を轄と爲すなり。

① 漢宣帝——漢第九代の帝、劉詢。武帝の曾孫。在位十五年。改元は七度、本始（前七三——前七〇）。

（前六九——前六六）・元康（前六五——前六二）・神爵

（前六一——前五四）・甘露（前五七——前五四）・前五三——前五〇）・黃龍（前四九）。元平元年（前

七四年）に昭帝が亡くなつた後、昌邑王（劉賀）が帝位についたが、七月にこれを廢して武帝の曾孫である

宣帝が漢朝を継いだ。（『漢書』八）

② 霍光——漢、平陽の人。霍去病の異母弟。生年未詳。前六八年。字は子孟、諡は宣成。武帝の時、奉車都尉。後元の初めに大司馬・大將軍を授けられた。昭帝を補佐し、その没後、昌邑王劉賀を立てたが行いが悪かつたので廢し、宣帝を迎立した。（『漢書』六七）

③ 鉸具——尾錠金。帶革・紐などの先に取り付け、左右から寄せて締める金具。「具」字、『廣記』は「飾之」二字を作る。

④ 至夜、車轄上金鳳凰輒亡去、莫知所之一この十五字、

『廣記』は「毎夜、車轄上金鳳凰飛去、莫知所」（毎夜、車轄上の金の鳳凰飛び去り、所を知る莫し）十三字を作る。

⑤ 車轄——車のくさび。車の軸端の鍵。

⑥ 如此非一、守車人亦嘗見——この十字、『廣記』は「守車人亦見之」（守車の人も亦た之を見る）六字を作る。

⑦ 守車——車の管理をする人。

⑧ 後南郡黃君仲、北山羅鳥、得鳳凰——この十三字、『廣記』は「南郡黃君仲、北山羅鳥、得一小鳳子」（南郡の黃君仲、北山に鳥を羅し、一の小鳳子を得たり）

十四字を作る。

⑨ 南郡——郡名。秦に置かれた。治所は今の湖北省江陵県の東南。

⑩ 黃君仲——未詳。

⑪ 冠翅——「冠」は、とさか。「翅」は、つばさ。

⑫ 守車人列上云、今月十二日夜、車轄上鳳凰俱飛去、曉

則俱還、今則不返——この二十八字、『廣記』は「守車人列云、車轄上鳳凰常夜飛去、曉則俱還、今不返」（守

車の人列して云ふ、車轄上の鳳凰常に夜に飛び去り、

曉に則ち俱に還る。今返らず）二十一字を作る。

⑬ 上鳳凰子云、今月十二夜、北山羅鳥所得——この十六字、『廣記』は「上金鳳凰子」（金の鳳凰の子を上る）五字を作る。

⑭ 承露盤——漢の武帝が建章宮に設けた、甘露を集めれる為の銅製の盤。

(15) 即乘御之、至帝崩、鳳凰飛去、莫知所在——この十五字、『廣記』は「輒乘之」。故嵇康『遊仙詩』云、翩翩鳳轄、逢此網羅、是也（輒ち之に乗る。故に嵇康『遊仙詩』に云ふ、翩翩たる鳳轄、此の網羅に逢ふは、是れなり）二十字に作る。

02 田眞

京兆田眞兄弟三人、共議分財、生貲皆平均。惟堂前一株紫荊樹、共議欲破三片。明日、就截之、其樹即枯死、狀如火然。眞往見之、大驚。謂諸弟曰「樹本同株。聞將分析、所以憔頽。是人不如木也。」因悲不自勝、不復解樹。樹應聲榮茂、兄弟相感、合財寶、遂爲孝門。眞仕至太中大夫。

京兆の田眞の兄弟三人、共に財を分かつを議し、生貲皆平均にす。惟堂前の一株の紫荊樹は、共に議して三片に破らんと欲す。明日、就きて之を截らんとするに、其の樹即ち枯死し、状は火に然ゆるが如し。眞往きて之を見、大に驚く。諸弟に謂ひて曰く「樹は本は株を同じくす。將に分析されんとするを聞き、所以に憔頽するなり。是れ人木に如かざるなり」と。因りて悲しまて自ら勝へず、復た樹を解せず。樹に應じて榮茂す。兄弟相ひ感じ、財寶を合し、遂に孝門と爲る。眞仕て太中大夫に至る。

【通釈】

京兆の田眞は三人兄弟で、皆で財産を分けることを話し合い、生活用品は全て等分した。ただ堂の前にある一株の紫荊の樹については、共に相談して三つに分けようとした。翌日、そこへ行つてこれを截ろうとしたところ、その樹は枯死しており、その様子は火に燃えたものようだつた。眞はそれを見て、ひどく驚いた。弟たちに言うには「この樹は元々株が同じだつた。切り分けられようとしているのを聞いて、それでやせ衰えてしまつたのだ。これでは人間は樹にも及ばない」と。そうして悲しみに堪えず、樹を伐ることはしなかつた。樹はその声に応ずるかのようになつて繁茂した。兄弟は心を動かされ、財産を合わせ、そうして孝行の誉れ高い家とされた。眞は出仕して太中大夫にまで至つた。

【語釈】

*この話は『御覽』四二一、四八九に引く『續齊諧記』に見える。また、この事は『珊瑚集』一二に引く『前漢書』、『初學記』一七および『類聚』八九、『御覽』九五九に引く周景式『孝子傳』に見える。

古有兄弟、意欲分異。出見三荊同根、接葉連陰。歎曰「木猶欣聚、況我而殊異哉。」還爲雍和。（『初學記』一七引周景式『孝子傳』）

古に兄弟有り、意に分異せんと欲す。出でて見るに三荊同根にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く「木すら猶ほ聚まるを欣ぶ。況や我にして殊異にせんや」と。還た雍和を爲す。

古有兄弟、忽欲分異。出門見、三荊同株、接葉連陰。歎

曰「木猶欣聚。況我而殊哉。」還爲雍和。〔『類聚』八九引

周景式『孝子傳』

古に兄弟有り、忽ち分異せんと欲す。門より出でて見るに、三荊同株にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く、「木すら猶ほ聚まるを欣ぶ。況や我にして殊にせんや」と。還た雍和を爲す。

古有兄弟、忽欲分異。出門見、三荊同株、接葉連陰。歎曰「木猶欣然聚。況我而殊哉。」遂還爲雍和。〔『御覽』九

五九引周景式『孝子傳』

古に兄弟有り、忽ち分異せんと欲す。門より出でて見るに、三荊同株にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く、「木すら猶ほ欣然として聚まる。況や我にして殊にせんや」と。遂に還た雍和を爲す。

①京兆田眞兄弟三人——「京兆」は、郡名。晉に置かれた。陝西省長安県の西北。「京兆」二字、『御覽』四二一に無し。「兄弟」二字、『御覽』四八九に無し。この八字、『初學記』『類聚』『御覽』九五九は「兄弟」二字に作る。『御覽』四二一はこの後に「家巨富而殊不睦」（家巨富なるも殊に睦まじからず）七字がある。『瑠璃集』には「前漢京兆人也。兄弟三人、二親並沒」（前漢京兆の人なり。兄弟三人、二親並びに沒す）とある。

②共議分財、生貲皆平均——この九字、『御覽』四二一は「忽共議分財、金銀珍物、各以斛量。田業生貯、平均如一」（忽ち共に財を分かつを議し、金銀珍物、各均

の以て量を角る。田業生貯、平均にすることの如し）二十一字に、『御覽』四八九は「三人分財」（三人財を分かつ）四字に、『瑠璃集』は「共議分居、家之資産、分之悉訖」（共に分居を議し、家の資産は、之を分かちて悉く訖る）十二字に、『初學記』は「意欲分異」（意に分異せんと欲す）四字に、『類聚』及び『御覽』九五九は「忽欲分異」（忽ち分異せんと欲す）四字を作る。

③惟堂前——この三字、『御覽』四八九は「堂前」二字に、『瑠璃集』は「唯有庭前」（唯だ庭前に有り）四字に、『初學記』は「出見」（出でて見るに）二字に、『類聚』及び『御覽』九五九は「出門見」（門より出でて見るに）三字を作る。

④一株紫荊樹——この五字、『御覽』四二一は「一株紫荊樹、花葉美茂」（一株の紫荊樹あり、花葉美茂す）九字に、『御覽』四八九は「有紫荊、花葉茂異」（紫荊有り、花葉茂異なり）七字を作る。『瑠璃集』は、「三株紫荊、華葉美茂」（三株の紫荊、華葉美茂す）八字を作る。また『初學記』は「三荊同根」四字に、『類聚』『御覽』九五九は「三荊同株」四字を作る。「紫荊」は、樹木の名。すおう。落葉の灌木。

⑤共議欲破三片——状如火然——この二十字、『瑠璃集』は「眞兄弟等、議欲分之。明日即伐研。其荊逕宿、花葉枯萎、根莖燒頸」（眞の兄弟等、議して之を分けんと欲す。明日即ち伐研せんとす。其の荊逕宿にし

て、花葉枯萎し、根莖燐頬す)二十五字に、『初學記』『類聚』『御覽』九五九は「接葉連陰」(葉を接して陰を連ぬ)四字を作る。「状如火然」四字、『御覽』

記『類聚』『御覽』九五九は「接葉連陰」(葉を接して陰を連ぬ)四字に作る。『状如火然』四字、『御覽』

四二一は「状火燃」三字に作り、他の書には見えない。

⑥因悲不自勝、樹應聲榮茂——この十四字、『御覽』四二

一は「因悲不自勝、便不復解樹。樹應聲、遂更青翠、華色繁美」(因りて悲しみて自ら勝へず、便ち復た

樹を解せず。樹聲に應じ、遂に更めて青翠にして、華色繁美なり)二十一字に作る。『彌玉集』は「因

對悲泣、不復解樹。樹即應聲、青翠如故」(因りて對

して悲泣し、復た樹を解せず。樹即ち聲に應じ、青

翠故の如し)十二字に作る。他の書にこの記述は見

えない。

⑦兄弟相感——この句以降、『初學記』『類聚』は「還爲雍和」(還た雍和を爲す)四字に、『御覽』九五九は

「遂還爲雍和」(遂に還た雍和を爲す)五字を作る。

⑧合財寶、遂爲孝門、眞仕至太中大夫——この十四字、『御覽』四二一は「更合財寶、遂成純孝之門。眞以漢成帝

時、爲太中大夫」(更に財産を合し、遂に純孝の門と成る。眞漢の成帝の時を以て、太中大夫と爲る)二字

十一字に作り、『御覽』四八九は「更合」二字に作る。

『瑠璃集』は「便合財寶、遂成純孝之門也」(便ち財産を合し、遂に純孝の門と成るなり)十字に作る。

⑨太中大夫——官名。秦に置かれた。議論を掌る。漢・晉以来、皆これにならう。後魏以後は散官とし、清は設

けない。

03 楊寶

宏農楊寶、性慈愛。年九歲、至華陰山、見一黃雀。爲鴟

梟所搏、逐樹下。傷廢甚多、宛轉復爲螻蟻所困。寶懷

之以歸、置諸梁上。夜聞啼聲甚切、親自照視、爲蚊所

噛。乃移置巾箱中、啖以黃花。逮十餘日、毛羽成飛翔。

朝去暮來、宿巾箱中。如此積年、忽與羣雀俱來、哀鳴遙

呼。當受賜南海。「別以四玉環與之、曰「令君子孫潔白、

且從登三公。事如此環矣。」寶之孝大聞天下、名位日

隆。子震、震生秉、秉生彪、四世名公。及震葬時、有

大鳥降。人皆謂「眞孝招也。」

宏農の楊寶、性は慈愛なり。年九歳にして、華陰山に至り、一黃雀を見る。鴟梟の搏つ所と爲り、樹下に逐はる。傷廢甚多く、宛轉して復た螻蟻の困しむ所と爲る。傷廢甚だ多く、宛轉して復た螻蟻の困しむ所と爲る。乃ち移して巾箱の中に置き、啖はすに黄花を以てす。十餘日に逮び、毛羽成りて飛翔す。朝に去りて暮れに來り、巾箱の中に宿る。此くの如くして年を積み、忽ち羣雀と俱に來り、哀鳴して堂を遠り、數日にして乃ち去る。是の夕べ、寶三更に書を讀むに、黄

衣の童子有りて曰く「我は王母の使者なり。昔蓬萊に使ひするに、鵝島の博つ所と爲る。君の仁愛を蒙りて救はれ、今當に賜を南海に受くべし」と。別に四つの玉環を寶に与え、を以て之に與へ曰く「君が子孫をして潔白にして、且つ從ひて三公に登ら令めん。事此の環の如くならん」と。寶の孝大いに天下に聞こえ、名位日に隆なり。子は震震は秉を生み、秉は彪を生み、四世名公たり。震の葬時に及び、大鳥の降る有り。人皆な「眞の孝招くなり」と謂ふ。

【通釈】

宏農の楊寶は、その性質は慈愛に満ちていた。九歳の時、華陰山に至り、一羽の黄雀を見つけた。鵝島に博たれ、樹の下へ逐われていた。ひどく傷つき、転がり落ちて今度は螻蛄や蟻に苦しめられていた。寶はこの黄雀を懷にして連れ帰り、これを梁の上に置いた。夜に鳴き声がひどく切迫しているのを聞き、自ら照らして見てみると、蚊に刺されていた。そこで移して布張りの小箱の中に置き、黄色い菊の花を食べさせた。十日余りが経ち、毛羽が揃つて飛べるようになった。朝に出て行つて暮れにやつて来て、小箱の中に宿つた。こうして何年かが経ち、不意に雀の群とやつて来て、哀しげに鳴いて堂の周りをめぐり、数日して漸く去つて行つた。その夕べ、寶は夜更けに書物を読んでいたが、黄色の衣を身につけた子供が現れて言うには「私は西王母の使者です。むかし蓬萊に使いをした折、鵝島に博たれてしましました。あ

なたの仁愛を蒙つて救われ、今ちょうど賜を南海に受けることになりました」と。別に四つの玉環を寶に与え、言うには「あなたの子孫を清廉潔白にして、更に次第に三公へと登らせましょう。万事はこの環のようになるでしょう」と。寶の孝は広く天下に知られ、名声や官位は日に日に隆んになっていった。子は震といい、震は秉を生み、秉は彪を生み、四世つづけて名公となつた。震の葬になると、大きな鳥が降りて来た。人々は口々に「眞の孝が招いたのだ」と言つた。

【語釈】

*この話は『後漢書』卷五四・楊震傳の注および『類聚』九二・『事類賦』注一九・『御覽』四〇三・四七九・九二二に引く『續齊諧記』に見える。また『搜神記』卷二〇・『敦煌石室古籍叢殘』の唐人類書に引く『搜神記』に見える。

①宏農楊寶、性慈愛、年九歳、「宏農」は、弘農。河南省靈寶縣の南。この二字、『後漢書』及び『御覽』四〇三に無し。「楊寶」は、楊震（『後漢書』卷五四）の父。この話は『蒙求』にも收められている。「楊」字、「類聚」は「揚」に作る。『御覽』九二二に「字文淵、後漢名士也」とある。「性慈愛」の三字は『後漢書』『類聚』『事類賦』『御覽』『搜神記』にはない。「年九歳」三字、「類聚」及び『御覽』四七九に無し。
②至華陰山一この四字、「類聚」及び『御覽』四七九に無く、「後漢書」及び『御覽』四〇三、『搜神記』は「至華陰山北」五字に、「事類賦」及び『御覽』九二

二は「至華陰北」四字に作る。「華陰山」は、弘農郡
華陰縣（今陝西省）にある山。

③黃雀一嘴と脚が黄色味を帶びてゐる雀。

④鴟梟—ふくろう。『御覽』四〇三は「鴟梟」に作る。

⑤逐樹下、傷癒甚多。宛轉復爲蟠蟻所困—この十五字、
『御覽』四七九に無し。「蟠」は、けら。「蟻」は、
あり。

⑥寶懷之以歸—この五字、『御覽』九二二は「寶見之愍
然、命左右取之歸」（寶之を見て愍然たり、左右に
命じて之を取りて歸らしむ）十一字に作る。

⑦置諸梁上、夜聞啼聲甚切、親自照視、爲蚊所噉、乃移
—この二十字、『後漢書』『類聚』『事類賦』『御覽』『搜
神記』に無し。

⑧巾箱—布張りの小箱。「巾」字、和刻本『搜神記』は
「中」に作る。

⑨黃花—菊の花。

この二字、『事類賦』に無し。

⑩十餘日—この三字、『後漢書』『類聚』『事類賦』『御
覽』『搜神記』は「百餘日」に作る。

⑪如此積年、忽與羣雀俱來—この十字、『後漢書』『事
類賦』『御覽』四〇三および四七九、『搜神記』に無
し。「如此積年」四字、『類聚』及び『御覽』九二二
は「後」に作る。

⑫違堂—「堂」字、四庫全書本は「屋」に作る。

⑬王母—西王母。西の果て崑崙山に住み、不死の薬を持
つていたといわれる女の仙人。

⑭昔使蓬萊、爲鴟梟所搏—この八字、『後漢書』『御覽』
四〇三に無く、「昔使蓬萊」四字のみ『類聚』に無し。

⑮事類賦』『御覽』四七九および九二二、『搜神記』
は「爲」字の上に「不慎」（慎まずして）二字有り。

「蓬萊」は、神仙が住むという島の名。東海の中にある
といふ。

⑯今當受賜南海—この六字、『後漢書』『事類賦』『御覽』
四〇三、『搜神記』に無し。

⑰三公—最高位の三人の大臣。「公」字、『後漢書』『類
聚』『御覽』四七九および九二二、『搜神記』は「事」
に作る。

⑱事如此環矣—『蒙求』には「震より彪に至るまで四世
太尉となり、德業相ひ繼ぐ」とあり、三公の位に登
つた子孫の数が、玉環の数と同じ「四」であつたとい
う。「環」は高貴の象徴。この五字、『類聚』に無し。
以降の句、『後漢書』『御覽』四〇三および四七九、『搜
神記』に無し。

⑲寶之孝大聞天下、名位日隆—この十一字は『後漢書』
『類聚』『事類賦』『御覽』『搜神記』に見えず、『類
聚』『御覽』九二二に「於此遂絕」（此に於て遂に絶
ゆ）四字がある。

⑳子震、震生秉、秉生彪—この八字、『類聚』『事類賦』
『御覽』九二二は「寶生震、震生秉、秉生賜、賜生彪」
十二字に作る。

㉚及震葬時、有大鳥降、人皆謂、眞孝招也—この十五字

は『後漢書』『類聚』『事類賦』『御覽』『搜神記』に見えず、『御覽』九二二に「爲東京盛族」（東京の盛族と爲る）四字がある。

04
① 徐景山

^{魏明帝遊洛水。水中有白獺數頭，美靜可憐。見人輒去。}
帝欲見之，終莫能遂。侍中徐景山曰：「^{獺嗜鯔魚，乃不避死。」}畫板作兩生鯔魚，懸置岸上。於是羣獺競逐，一時執得。帝甚佳之，曰：「聞卿善畫，何其妙也。」答曰：「臣亦未嘗執筆。然人之所作，可庶幾耳。」帝曰：「是善用所長。」

魏の明帝、洛水に遊ぶ。水中に白鱲數頭有り、美靜にして

て憐れむ可し。人を見れば輒ち去る。帝之を見んと欲するも、終に能く遂ぐること莫し。侍中の徐景山曰く「獵は鯿魚を嗜みて、乃ち死を避けず」と。板に畫きて、の生鯿魚を作し、懸けて岸上に置く。是に於て羣獺ひ逐へば、一時に執へ得たり。帝甚だ之を佳とし、曰く「卿の善く画くを聞く。何ぞ其れ妙なるや」と。答へて曰く「臣も亦た未だ嘗て筆を執らず。然れども人の作す所、庶幾す可き耳」と。帝曰く「是れ善く長ずる所を

一語
釈

*この話は『御覽』七五〇、『廣記』四六六に見える。
（こういふ）

①魏明帝—三國・魏の第二代皇帝、曹叡。在位十三年に
して崩す。没後、政権は司馬氏に帰す。改元は三度で、
太和（一二二六～一二三三）・青龍（一二三三～一二三七）・
景初（一二三七～一二三九）。『三國志』卷三。

②洛水—川の名。雒水。源は陝西省雒南縣の冢嶺山。黃河に注ぐ。

③白瀬數頭、美靜可憐—『御覽』は「數頭」二字が無く「美靜」二字を「靡淨」に作る。「靜」字、『廣記』

通釈

魏の明帝が洛水に巡遊した。水中に白い**獺**かわうそが数頭お

直ぐに逃げてしまつた。帝はこれを見たいと思つたが、結局叶うことはなかつた。侍中の徐景山が言うには「瀬はボラを好むもので、それは死を厭わない程です」と。生きているような二匹のボラを板に描き、岸のほとりに

る可からず)に、「廣記」は「帝欲取之、終不可得」(帝之を取らんと欲するも、終に得る可からず)に作る。

(5) 猥嗜鯔魚、乃不避死——『御覽』はこの句の前に「臣聞」

(臣聞く)二字があり、この句の後に「可以此候之」(此れを以て之を候ふ可し)五字がある。「廣記」はこの後に「可以此誑之」(此れを以て之を誑かす可し)五字がある。

(6) 畫板作兩生鯔魚——『御覽』はこの句の前に「乃自」二字有り。

字有り。この七字、「廣記」は「乃畫板作兩鯔魚」(乃ち板に書きて兩の鯔魚を作す)を作る。

(7) 懸置岸上——この四字、「御覽」は「懸岸」(岸に懸く)

二字を作る。

(8) 競逐——この二字、「御覽」は「競赴逐」(競ひて赴き逐ふ)三字を作る。

(9) 帝甚佳之、曰——この五字、「御覽」は「帝嘉之謂曰」

(帝之を嘉して謂ひて曰く)を作る。

(10) 聞卿善畫、何其妙也——この八字、「廣記」は「聞卿能

畫。何以妙也」(卿の能く畫くを聞く。何を以て妙なるや)を作る。『御覽』は「聞卿善畫」四字を「不聞卿知画」(卿の画を知るを聞かず)五字を作る。

(11) 然人之所作——この五字、「御覽」は「人之所作者」(人の作す所の者)を作る。「作」字、四庫全書本は「目」に作る。

(12) 可庶幾耳——『御覽』『廣記』はこの四字の上に「自」

(13) 是善用所長——『御覽』はこの後に「者也」二字有り。字がある。

05 張華

張華爲司空。于時燕昭王墓前、有一班狸。化爲書生、欲詣張公。過問墓前華表曰「以我才貌、可得見司空耶。」華表曰「子之妙解、無爲不可。但張公智度、恐難籠絡。出必遇辱、殆不得返。非但喪子千年之質、亦當深誤老表。」

狸不從、遂詣華。見其容止、風流雅重之。於是論及文章聲實、華未嘗勝。次復商略三史、探貫百氏、包十聖、洞三才、華無不應聲屈滯。乃歎曰「天下豈有此年少。若非鬼魅、則是狐狸。」乃掃榻延留、留人防護。

此生乃曰「明公當尊賢容衆、嘉善矜不能、奈何憎人學問。墨子兼愛、其若是耶。」言卒、便退。華已使人防門、不得出。既而又問華曰「公門置兵甲闡鑄。當是疑僕也。恐天下之人、卷舌而不談、知謀之士、望門而不進。深爲明公惜之。」華不答、而使人防禦甚嚴。豐城人雷煥、博物士也。謂華曰「聞、魅鬼忌狗、所別者數百年物耳。千年老精、不復能別。惟千年枯木照之、則形見。昭王墓前華表、已當千年。」使人伐之。至聞華表言、曰「老狸不自知。果誤我事。」於華表穴中、得青衣小兒、長二尺餘。使還。未至洛陽而變成枯木。遂燃以照之、書生乃是一班狸。茂先歎曰「此二物不值我、千年不復可得。」

張華 司空と爲る。時に于て燕の昭王の墓前に、一斑狸
有り。化して書生と爲り、張公に詣らんと欲す。過りて
墓前の華表に問ひて曰く、「我が才貌を以て、司空に見ふ
を得可きや」と。華表曰く「子の妙解、不可と爲す無し。但
だ張公の智度、恐らくは寵絡し難からん。出づれば必ず
辱めに遇ひ、殆ど返るを得ざらん。但だに子の千年の
質を喪ふのみに非ず、亦た當に深く老表を誤るべし」
と。

狸 従はず、遂に華に詣る。其の容止を見るに、風流に
して雅より之を重んず。是に於て論じて文章・聲實に及
び、華 未だ嘗て勝たず。次いで復た三史を商略し、百
氏を探貫し、十聖を包ね、三才を洞き、華聲に應じて
屈滯せざる無し。乃ち歎じて曰く「天下豈に此の年少
有らんや。若し鬼魅に非ずんば、則ち是れ狐狸ならん」
と。乃ち榻を掃ひて延留し、人を留めて防護せしむ。
此の生 乃ち曰く「明公當に賢を尊び衆を容れ、善を
嘉して不能を矜れむべきに、奈何ぞ人の學問を憎むや。
墨子の兼愛、其れ是くの若きや」と。言ひ卒り、便ち退
かんとす。華 已に人をして門を防がしむれば、出づる
を得ず。既にして又た華に問ひて曰く「公門に兵甲・
闌鎧を置く。當たはれ僕を疑ふや。天下の人、舌を巻き
て談ぜず、知謀の士、門を望みて進まざらんとするを恐
る。深く明公の爲に之を惜しむ」と。華 答へずして、
人をして防禦せしむること甚だ嚴なり。

豊城の人 雷煥、博物の士なり。華に謂ひて曰く「聞
く、魅鬼狗を忌むも、別所の者は數百年の物なるの
み。千年の老精、復た別能はず。惟だ千年の枯木もて
之を照らせば、則ち形見れん。昭王の墓前の華表、已
に千年に當たる」と。

人をして之を伐らしむ。至りて華表の言ふを聞くに、曰
く「老狸 自らを知らず。果たして我が事を誤る」と。
華表の穴中に於て、青衣の小兒を得るに、長は二尺餘な
り。使還る。未だ洛陽に至らずして變はりて枯木と成
る。遂に燃やして以て之を照らせば、書生 乃ち是れ一
斑狸なり。茂先歎じて曰く「此の二物 我に値はざれば、
千年復た得可からざらんや」と。

【通釈】 張華は司空となつた。そのころ燕の昭王の墓前に、一匹のまだら模様の狸がいた。書生の姿に化け、張華に会いに行こうと思つた。墓前の華表のもとに立ち寄つて言うには「私の才知と容貌で、張司空に会うことができるだろうか」と。華表は言つた「君ほど物事を理解して出来ないだろ。君の千年の才能を失うだけでなく、この老いた華表もまたひどく迷惑を被るだろ」と。

狸は從はず、そのまま華に会いに行つた。その立ち居振る舞いを見ると、風流であつたので華ははじめからこ

れを重んじた。そこで論は文章や評価にまで及び、何れも華が勝つことはなかった。次いでまた三史について協議し、百氏について探貰し、十聖を包せ、三才をつらぬき、華は書生の言葉に折れざるを得なかつた。そこで溜息をついて「天下にどうしてこのような若者がいるだろうか。妖怪ではないのなら、これは狐狸であろう」と言った。そこで椅子を整えて書生を引き留め、見張りをつけて防護させた。

そこでこの書生は「あなたは賢者を尊んで大衆を包容し、善を良しとして不能の者を憐れむべきであるのに、

どうして人の学問を憎むのですか。墨子の兼愛とは、この様なことを言つていいのでしようか」と言つた。言いつわると、直ぐに退出しようとした。華は已に人に門を守させていたので、出て行くことが出来ない。そこでまた尋ねて言うには「あなたは門のところに武器や關鑰を置いています。これは私に疑いをかけているということでしょうか。世の人々は、舌を卷いて何も言わず、知謀の士は、門を望むだけ進まなくなるでしよう。あなたのために深く残念に思います」と。華は答えず、人に非常に厳しく守らせた。

豊城の人である雷煥は、博学の人物であつた。彼は華にこう言つた「聞けば、妖怪は犬を嫌うが、正体を現すのは数百年を経たものだけだ。千年の老いた精は、正体を暴くことは出来ない。ただ千年の枯れ木で妖怪を照らせば、立ちどころに正体を現すだろう。昭王の墓前

華表は、すでに千年を経ている」と。

人にはそれを伐らせるよう言いつけた。行き着くと華表の声が聞こえたが、言うには「老いばれ狸の身の程知らずめが。結局私にまで迷惑を掛けたではないか」と。華表の穴の中に、青い服を着た子供を見つけたが、身長は二尺あまりであった。使いの者は帰途に就いた。まだ洛陽に着かない内にそれは変化して枯木になつた。そこで燃やして照らしてみると、なんとその書生は一匹のまだら狸であつた。茂先は嘆息して「この二物は私に会わなければ、もう千年は生きられただろうに」と言つた。

【語釈】

*この話は『搜神記』卷一八、『太平御覽』九〇九に引く『搜神記』、『太平廣記』四四二に引く『集異記』、『瑠璃集』一二（出晉抄）に見えます。

①張華——三三二（太和六）～三〇〇（永康元）年。晉、

范陽方城（河北）の人。字は茂先。博学で礼を修め義に篤かつた。法律礼制を改革、辺境政策に大きな功績をあげ、暗愚な君主と淫虐な賈後の下にあって、裴頫と共に政務につくし、位は司空に至つた。然し八王の乱が起ると、裴頫と共に趙王司馬倫に殺された。卒年六十九。著に『博物志』がある。（『晉書』三六）

②爲司空——「司空」は、官名。周代には六卿の一つとなり、冬官、大司空といい、水土のことを掌つた。漢代には御史大夫を改めて大司空とし、大司馬、大司徒と共に三公と称された。後漢、大の字を取つて司空とい

い、歴代これに倣つた。明代に廢された。『搜神記』、

『廣記』、『瑣玉集』は、この三字の前に「晉惠帝時」

四字を置く。

③燕昭王—戰國燕の三十九代君主。名は平。謚は昭。燕王噲の子。幣を厚くして賢人を招き、郭隗に師事した。

そのため魏からは樂毅、齊からは鄒衍、趙からは劇辛と、賢士が争つて燕に赴き、国は富強となつた。在位三十三年（前312～前279年）。（『史記』三四）。

④一斑狸—「狸」字、『搜神記』及び『御覽』は「狐」を作る。

⑤智度—この語、底本は「制度」を作るが、『搜神記』及び『廣記』四四二に拠つて改めた。

⑥商略三史、探貫百氏、包十聖、洞三才—「三史」は、三つの史書。六朝では、『史記』『漢書』『東觀漢記』をいう。唐以後では、『史記』『漢書』『後漢書』をいう。「百氏」は、多くの学者。諸子百家。「十聖」は、十人の聖人。「三才」は、天・地・人の称。

⑦天下豈有此年少、若非鬼魅、則是狐狸、乃掃榻延留、留人防護、此生乃以—この二十八字は底本および四庫全書本に無いが、『搜神記』に拠つて補つた。「魅」字、『廣記』四四二は「怪」を作る。

⑧明公當尊賢容衆—「當」字、四庫全書本は「乃」を作る。

唱え、當時、儒家・楊家と並び称された。

⑩其若是耶—「若」字、四庫全書本は「善」を作る。

⑪兵甲闌鑄—「兵甲」は、武器と甲冑。兵革に同じ。「闌鑄」は、門にさしわたして出入りを遮る材。「闌」字、四庫全書本は「蘭」を作る。「蘭鑄」は、兵器を掛けた架。一般的の兵器を架けるものを蘭、弩を架けるものを鑄という。この四字、『搜神記』及び『廣記』四四二は「甲兵欄騎」を作る。

⑫豐城人—「豐城」は、県名。晉に置かれた。江西省南昌縣の南。故城は豐水の西。「人」字、四庫全書本及び『搜神記』『廣記』四四二は「令」を作る。

⑬雷煥—晉、豫章の人。緯象に精通していた。武帝の時、斗牛の間に紫氣があり、張華が煥に尋ねたところ、煥は「宝劍の精が天に上つたもので、豫章の豐城縣にある」といい、その為に豐城令に任せられた。（『晉書』三六）（『尚友錄』四）

06 通天犀蟲 (通天犀の蟲)

東海蔣潛、嘗て不其縣。路次林中、露一屍。已自臭爛。鳥來食之、輒見一小兒。長三尺。驅鳥、鳥即起、如此非一。潛異之、看見屍頭上、着通天犀蟲。揣其價、可數萬錢。潛乃拔取。既去、見衆鳥集、無復驅者。潛後以此蟲上晉武陵王晞。晞薨、以襯衆僧。王武剛以九萬錢買之、後落褚太宰處。復以餉齊故丞相豫章王。王薨、後納入江夫人、遂斷以爲釵。每夜輒見一兒。繞牀啼叫、

云「何爲見屠割。必訴天、當相報。」江夫人惡之、月餘乃亡。

東海の蒋潛、嘗て不其縣に至る。路次の林中に、一の屍を露す。已に臭爛す。鳥來りて之を食ふに、輒ち即ち起つ。此小兒を見る。長は三尺。鳥を驅するに、鳥即ち起つ。此くの如きこと一に非ず。潛之を異とし、屍の頭上を見見るに、通天犀の鱗を着く。其の價を揣るに、數萬錢なる可し。潛乃ち抜き取る。既に去り、衆鳥の集ふを見るも、復た驅する者無し。潛後に此の鱗を以て晉の武陵王の晞に上る。晞薨じ以て衆僧に殯す。王武剛九萬錢を以て之を買ひ、後に褚太宰の處に落つ。復た以て齊の故の丞相豫章王に餉る。王薨じ、後に江夫人に納入するに、遂に断ちて以て釵と爲す。毎夜輒ち一兒を見る。牀を繞りて啼叫し、云ふ「何爲れぞ屠割さるや。必ず天に訴へ、當に相ひ報ゆべし」と。江夫人之を惡み、月餘にして乃ち亡す。

【通釈】

東海の蒋潛は、あるとき不其縣を訪れた。道筋の林の中に、死体が一つ晒されていた。已に腐り爛れて腐臭を放っていた。鳥がやつて来てそれを食べていたが、その度に子供が一人現れた。身の丈は三尺ほどであった。鳥を追い払うと、鳥は直ぐに飛び立つて逃げた。この様なことが何度もあつた。潜はこれを不思議に思い、死体の頭上を見ると、通天犀の鱗を着けていた。その価値をは

かるに、数万錢ほどであつた。潜はそこで抜き取つた。その場を去り、鳥たちが集まつてゐるのを見たが、追い払う者はいなかつた。潜はその後この鱗を晉の武陵王の晞に奉つた。晞が薨去すると、それは衆僧にほどこされた。王武剛が九万錢でこれを買い、その後に褚太宰のものになつた。それはまた齊の故の丞相の豫章王に贈られた。王が薨去し、後に江夫人に納められたが、それは断ち切られて釵にされた。夜ごとに一人の子供が現れた。寝台のまわりをめぐつて泣き叫び、言うには「どうして屠割されることになつたんだ。必ず天に訴えて、きっと報いを与えてやるぞ」と。江夫人はこのことを忌み、一月余り後に亡くなつてしまつた。

【語釈】

*この話は『御覽』六八八、『廣記』四〇三に見える。

①東海一郡名。晉に置かれた。江蘇省常熟県の北。『廣記』はこの上に「晉」字がある。

②不其縣一県名。漢に置かれた。もと侯国。不其山に因つて名づけられた。故城は山東省即墨縣の西南。

③路次林中、露一屍—この七字、『御覽』は「於林野中、見死人」（林野中に於て、一死人を見る）八字に、『廣記』は「見林下踏一屍」（林下に踏れたる一の屍を見る）六字に作る。

④已自臭爛、鳥來食之—『御覽』は「已自臭爛」四字が無く、「鳥」を「鳥」に作る。『廣記』は「已臭爛、鳥來食之」（已に臭爛し、鳥來りて之を食ふ）七字

に作る。

⑤長三尺—『御覽』はこの後に「許」字がある。

⑥驅鳥、鳥即起、如此非一、潛異之、看見屍頭上、着通天犀鱗—この二十二字、『御覽』は「來驅鳥、乃起去。

潛乃往看之、見有遲導」（來りて鳥を驅するに、乃ち起ちて去る。潛乃ち往きて之を見るに、遲導有る

を見る）十五字に作る。『廣記』は「看見屍頭上」五字を「乃就看之、見死人頭上」九字に作り、「鱗」字を「導」に作る。

⑦通天犀鱗—「通天犀」は、犀の角。角に上下に貫く穴

がある。「鱗」は、髪飾りの一種であろう。

⑧端其價、可數萬錢、潛乃拔取、既去—この十三字、『御覽』は「乃拔取」三字に作る。「揣其價、可數萬錢、

潛乃拔取」十一字、『廣記』は「價數萬錢、乃拔取之」（價は數萬錢、乃ち抜きて之を取る）八字に作る。

⑨見衆鳥集—この四字、『御覽』及び『廣記』は「衆鳥爭集」（衆鳥争ひ集ふ）に作る。

⑩潛後以此鱗上晉武陵王晞—これ以下の句、『御覽』に無し。

⑪晉武陵王晞、晞薨—この七字、『廣記』は「晉武陵王、王薨」六字に作る。

⑫復以餉齊故丞相豫章王、王薨—『廣記』は「復」字を「褚」に、「薨」字を「死」に作る。

⑬納入—「納」字、四庫全書本は「内」に作る。『廣記』はこの二字を「内人」に作る。

⑭繞牀啼叫—「牀」字、『廣記』は「牀頭」二字に作る。

⑮必訴天、當相報—「訴天」二字、『廣記』に無し。また、『廣記』はこの後に「終不獨受枉酷」（終に獨り枉酷を受くるのみならず）六字がある。

⑯月餘乃亡—「乃亡」二字、『廣記』は「遂に薨す」に作る。

07 兩小兒籠歌（^{ワタナバシ}小兒の籠歌）

桓玄篡位後、來朱雀門中。忽見兩小兒、通身如墨、相和作「籠歌」。路邊小兒、從而和之者數十人。歌云「芒籠茵、繩縛腹。車無軸、倚孤木。」聲甚哀楚。聽者亡歸。日既夕、二小兒入建康縣。至閣下、遂成雙漆鼓槌。吏列云「槌積久、比恒失之。而復得之。不意作人也。」明年春而桓敗。「車無軸、倚孤木」、桓字也。荊州送玄首、用敗籠茵包之、又芒籠束縛其屍、沈諸江中。悉如所歌焉。

桓玄位を簒ひて後、朱雀門の中に來る。忽ち兩小兒を見ることなく、通身墨の如く、相ひ和して「籠歌」を作す。路邊の小兒、從ひて之に和する者數十人あり。歌ひて云ふ「芒籠の茵、繩もて腹を縛す。車に軸無く、孤木に倚る」と。聲甚だ哀楚なり。聽く者亡げ歸る。日に夕となり、二小兒建康縣に入る。閣下に至り、遂に雙漆鼓槌と成る。吏列して云ふ「槌積むこと久しきも、比る恒に之を失ふ。而して復た之を得たり。人と作る

を意はざるなり」と。明年の春にして桓敗る。「車に軸無く、孤木に倚る」とは、桓の字なり。荊州玄の首を送り、敗れたる籠茵を用て之を包み、又た芒の繩も其の屍を束縛し、諸を江中に沈む。悉く歌ふ所の如きなり。

【通釈】

桓玄が帝位を簒奪して後、朱雀門の内にやつて來た。不意に二人の子供が現れたが、全身が墨の様に真つ黒で、唱和して「籠歌」を歌つた。道ばたの子供たちで、これに従つて唱和する者が數十人もいた。歌うには「芒籠の茵、繩もて腹を縛す。車に軸無く、孤木に倚る」と。その声はひどく哀しげであつた。聴いた者は逃げ帰つた。日は既に夕暮れとなり、二人の子供は建康縣に入つた。役所に來ると、そのまま二つの漆塗りの太鼓の撥になつた。役人は奏上して「この撥は長い間あつたものですが、こここの所よく無くなつていたのです。そうしてまたこれを得ました。人に化けるとは思いませんでした」と言つた。明くる年の春に桓は敗れた。「車に軸無く、孤木に倚る」とは、桓の字である。荊州は玄の首を送り、ボロボロの籠茵でこれを包み、また芒の繩でその死体を縛りつけ、これを江の中に沈めた。悉く歌われていた内容の通りになつた。

【詞釈】

* この話は『廣記』三六八に見える。

① 桓玄篡位後、來朱雀門中——この十字、『廣記』は「東

晉桓玄時、朱雀門下（東晉の桓玄の時、朱雀門の下に）九字に作る。「桓玄」は、晉、龍亢の人。温の庶子。字は敬道。一名は靈寶。殷仲堪らに推されて盟主となる。荊州・雍州を制圧し、都督荊江八州軍事、荊江二州刺史となる。ついで兵を挙げて建康に入り、大尉となつて百官を統べた。安帝より帝位の禅譲を受けて即位したが、劉裕らに誅された。（『晉書』九九、『魏書』九七）

② 朱雀門—建康の門名。（『南史』宋孝武帝紀）

③ 籠歌—籠の歌。『廣記』はこの上に「芒」字あり。

④ 芒籠茵—「茵」字について、『廣記』は「茵原作首。據明鈔本改」（茵原は首に作る。明鈔本に據りて改む）と注している。「芒」は、すすき。「籠茵」は、畚にするむしろか。

⑤ 聲甚哀楚、聽者亡歸—この八字、四庫全書本は「聲甚哀促無歸」六字に作る。「亡」字、『廣記』は「忘」字に作る。「哀楚」は、かなしみいたむ。「楚」は、いたみかなしむこと。

⑥ 建康縣—県名。晉に置かれた。三國吳の建業の地。晉代、業を鄴と改め、更に愍帝の諱を避けて建康とした。故城は今の南京市の南。

⑦ 至閣下、遂成雙漆鼓槌—この九字、『廣記』は「至づ閣下、遂成一雙漆鼓槌」（閣下に至り、遂に一雙の漆鼓槌と成る）十字に作る。

⑧ 吏列云—「列」字について、『廣記』は「列原作劉」。

據明鈔本改」（列原は劉に作る。明鈔本に據りて改む）と注している。

⑨車無軸、倚孤木、桓字也——「桓」字の旁「亘」は「車」から軸を取つた形をしており、それが「一木」に倚りかかっている。この歌が桓玄の行く末を暗示していたことをいう。

⑩用敗籠茵包之——この四字、「廣記」は「用敗籠茵包裹之」（敗れたる籠茵を用て之を包裹す）五字に作る。

⑪又芒繩束縛其屍——『廣記』は「又」字の下に「以」字がある。

⑫悉如所歌焉——この五字、「廣記」は「悉如童謡所言爾」（悉く童謡の言ふ所の如くなる爾）七字に作る。

08 陽羨書生（陽羨の書生）

陽羨^①許彥、于綏安^②山行、遇一書生。年十七八、臥路側、云脚痛、求寄鵝籠中。彥以爲戲言、書生便入籠。籠亦不更廣、書生亦不更小、宛然與雙鵝竝坐、鵝亦不驚。彥負籠而去、都不覺重。前行息樹下。書生乃出籠、謂彥曰「欲爲君薄設。」彥曰「善。」乃口中吐出一銅奩子。奩子中、具諸飾饌。珍羞方丈、其器皿皆銅物。氣味香旨、世所罕見。酒數行、謂彥曰「向將一婦人自隨。今欲暫邀之。」彥曰「善。」又於口中、吐一女子。年可十五六、衣服綺麗、容貌殊絕。共坐宴。俄而書生醉臥。此女謂彥曰「雖與書生結妻、而實懷怨。向亦竊得一男子同行。書生既眠、暫喚之。君幸勿言。」

彥曰「善。」女子於口中、吐出一男子。年可二十三四、亦穎悟可愛。乃與彥敘寒溫。書生臥欲覺。女子口吐一錦行障遮書生。書生乃留女子共臥。

男子謂彥曰「此女子、雖有心、情亦不甚。向復竊得一女人同行。今欲暫見之。願君勿洩。」彥曰「善。」男子又於口中吐一婦人。年可二十許。共酌、戲談甚久。

聞書生動聲、男子曰「二人眠已覺。」因取所吐女人、還納口中。

須臾、書生處女乃出。謂彥曰「書生欲起。」乃呑向男子、獨對彥坐。然後、書生起謂彥曰「暫眠遂久。君獨坐、當悒悒耶。日又晚。當與君別。」遂吞其女子、諸器皿、悉納口中。留大銅盤可二尺廣、與彥別曰「無以藉君。與君相憶也。」

彥大元中、爲蘭臺令史。以盤餉侍中張散。散看其銘題、云是永平三年作。

陽羨^①の許彥、綏安^②に于て山行し、一書生に遇ふ。年は十七八、路側に臥し、脚痛と云ひ、鵝籠の中に寄らんことを求む。彦以て戯言と爲すも、書生便ち籠に入る。籠も亦た更には廣くならず、書生も亦た更には小とならず、宛然として雙鵝と竝び坐し、鵝も亦た驚かず。彦籠を負ひて去くに、都て重きを覚えず。前み行きて樹下に息ふ。書生乃ち籠より出で、彦に謂ひて曰く「君が爲に薄か設けんと欲す」と。彦曰く「善し」と。乃ち口中より吐きて一の銅奩子を出す。奩子の中に、諸ろの

飾饌を具ふ。珍羞方丈、其の器皿は皆な銅物なり。氣味香旨、世に罕に見る所なり。酒數行し、彦に謂ひて曰く「向に一婦人を將きて自ら隨ふ。今暫く之を邀へんと欲す」と。彦曰く「善し」と。又た口中より、一女子を吐く。年は十五六可り、衣服綺麗にして、容貌殊絶なり。共に坐して宴す。俄にして書生醉ひて臥す。此の女彦に謂ひて曰く「書生と結妻すると雖も、實は怨みを懷く。向に亦た竊かに一男子の同行するを得たり。書生既に眠れば、暫く之を喚ばん。君幸はくは言ふ勿れ」と。彦曰く「善し」と。女子口中より、吐きて一男子を出す。年は二十三四可り、亦た頬悟愛す可し。乃ち彦と寒温を敍す。書生臥より覺めんと欲す。女子は口より一錦の行障を吐きて書生を遮る。書生乃ち女子を留めて共に臥す。男子彦に謂ひて曰く「此の女子、心有りと雖も、情亦た甚だしからず。向に復た竊かに一女人の同行するを得たり。今暫く之に見はんと欲す。願はくは君洩らす勿れ」と。彦曰く「善し」と。男子又た口中より一婦人を吐くに、年は二十許りなる可し。共に酌し、戯談すること甚だ久し。書生の動く聲を聞き、男子曰く「一人眠り已に覺む」と。因りて吐く所の女人を取り、還た口中に納む。須臾にして、書生の處女乃ち出づ。彦に謂ひて曰く「書生起きんと欲す」と。乃ち向の男子を呑み、獨り彦に對ひて坐す。然る後、書生起きて彦に謂ひて曰く「暫く

眠りて遂に久しうす。君獨り坐し、當に悒悒たるべきや。日又た晚る。當に君と別るべし」と。遂に其の女子を呑み、諸ろの器皿、悉く口中に納む。大銅盤の二尺可りの廣さなるを留め、彦と別れて曰く「以て君に藉むる無し。君に與へて相ひ憶はん」と。彦大元中、蘭臺令史と爲る。盤を以て侍中の張散を餉す。散其の銘題を見るに、是れ永平三年の作と云ふ。

一通釈

陽羨の許彦は、綏安で山の中を歩いていて、一人の書生に出くわした。年の頃は十七・八、路側に臥し、脚が痛いと言い、鷺鳥の籠の中に入れてほしいと言つた。彦はそれを冗談だと思つたが、書生は直ぐに籠に入つた。籠もそれ以上は広くならず、書生が元の姿より小さくなることもなく、そのまま二羽の鷺鳥と並んで坐つたが、鷺鳥が驚くこともなかつた。彦は籠を背負つて歩いて行つたが、全く重さを感じなかつた。進んで行つて樹の下で休息を取つた。書生はそこで籠から出て、彦にこう言った「あなたの為に少し御馳走を用意したいと思ひます」と。彦は「それはありがたい」と言つた。そこで口の中から一揃いの銅の箱を吐き出した。箱の中には、様々な御馳走が取り揃えられている。珍しい料理が一丈四方に広げられ、その器や皿は皆な銅で出来ていた。匂いや味は香しくて美味しく、世間ではとても珍しいものばかりであつた。酒を何度か酌み交わし、彦に言うには「一人の女性を連れて来ています。いま暫く彼女を迎えていと

思うのですが」と、彦は「構いませんよ」と言つた。また口の中から、一人の娘を吐き出した。年は十五・六ほど、綺麗な着物をきて、容貌も見たことがないほど美しいかった。皆で一緒に坐して宴会を開いた。

にわかに書生が酔つて寝てしまった。この娘が彦に言うには、「この書生と結婚したとはいえ、本当は好きではないのです。前から窺かに一人の男性を連れて来ていました。いま書生が眠つたので、暫く彼を呼び出したいと思います。どうかあなたは黙つていて下さい」と、彦は「構いませんよ」と言つた。娘は口の中から、一人の男を吐き出した。年は二十三・四程で、彼もまた才知に優れた美男子であった。そうして彦と挨拶を交わした。書生が眠りから覚めそうになつた。娘は口から錦の幕を吐き出して書生を遮つた。書生はそうして娘を留めて一緒に眠つた。

男が彦に言うには、「この娘は、その気はあるのですが、私にはそれ程の情はありません。以前からまた窺かに一人の女性を連れて来ています。いま暫く彼女に会いたいと思います。どうかこの事を洩らさないでほしいのです」と。彦は「いいですよ」と言つた。男子は更に口の中より一人の婦人を吐き出したが、その年は二十ほどに見えた。共に酒を酌み交わし、長いあいだ談笑していた。書生の動く音を聞き、男が言うには、「眠つていた二人がそろそろ目を見ましそうです」と。そこで吐き出した女性を取つて、また口の中に納めた。

暫くして、書生の妻が起き出して來た。彦に言うには、「書生が目を覚ましそうです」と。そこで先程の男を呑み込み、一人で彦と向かい合わせに坐つた。それから後、書生は起きて彦にこう言つた。「ほんの少し眠るだけのつもりがそのまま寝入つてしましました。あなたは一人でここに坐つていて、さぞつまらなかつたことでしょう。日もまた暮れようとしています。あなたとはここでお別れです」と。そのまま娘を呑み込んで、諸々の器と皿を、みな口の中に納めた。一尺ばかりの大きな銅の盤を残し、彦と別れて言つた。「あなたに何もお礼できるものがあります。これを記念にあなたに差し上げます」と。

彦は太元年間に、蘭臺令史になつた。その盤を使つて侍中の張散をもてなした。散がその銘を見ると、永平三年の作と記されていた。

【語釈】

* この話は『廣記』二八四に見える。

① 陽羨—県名。秦に置かれた。故城は今の江蘇省宜興県の南。『廣記』はこの上に「東晉」二字がある。

② 于綏安山行—「綏安」は、県名。福建省漳浦縣の西南。

「于」字、四庫全書本は「相」に作る。

③ 路側—「路」字、四庫全書本に無し。

④ 一銅盃子—『廣記』は「銅」の後に「盤」字あり。

⑤ 飾饌—この二字、『廣記』は「饌餽」に作る。

⑥ 珍羞方丈—『廣記』はこの上に「海陸」二字有り。

⑦ 雖與書生結妻—「妻」字、『廣記』は「好」を作り、

「好原作妻。據明鈔本改」（好原は妻に作る。明鈔本に據りて改む）と注している。

⑧懷怨——「怨」字、『廣記』は「外心」二字に作る。

⑨遮書生——この三字、『廣記』に無し。

⑩雖有心、情亦不甚——この七字、『廣記』は「雖有情、心亦不盡」に作る。

⑪願君勿洩——「洩」字、『廣記』は「泄言」二字に作る。

⑫共酌——この二字、『廣記』は「共讌酌」（共に讌酌す）三字に作る。

⑬戲談——「談」字、『廣記』は「調」に作る。

⑭處女——『廣記』はこの下に「子」字あり。

⑮大元——太元。東晉、孝武帝（司馬曜）の年号。三七六年。

⑯蘭臺令史——官名。後漢に置かれた。奏事および印工（印刻）、文書を掌る。

⑰侍中——官名。秦に置かれた。もと丞相の史で殿内東廂

を往来して事を奏上することを掌つた。漢代には加官

とされ、乘輿服物を分掌し、中官と共に禁中に仕えた。

魏晉以降は門下省の長官となる。

⑲張散——未詳。

⑳永平三年——五九年。「永平」は、後漢の明帝（劉莊）の元号。五七〇七年。『廣記』はこの上に「漢」字を置く。

汝南桓景、隨費長房、遊學累年。長房謂曰「九月九日、汝家中當有災。宜急去。令家人各作絳囊、盛茱萸以繫臂。登高飲菊花酒、此禍可除。」景如言、齊家登山。夕還、見鷄犬牛羊、一時暴死。長房聞之曰「此可代也。」今世人、九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此。

汝南の桓景、費長房に隨ひ、遊學して年を累ぬ。長房謂ひて曰く「九月九日、汝の家中に當に災ひ有るべし。宜しく急ぎ去るべし。家人をして各自の絳囊を作り、茱萸を盛りて以て臂に繫ぎ、高きに登りて菊花酒を飲まし。令むれば、此の禍は除かれる可し」と。景言の如くし、家人を齊げて山に登る。夕に還るに、鷄犬牛羊、一時に暴死するを見る。長房之を聞きて曰く「此れ代はりたる可きならん」と。今世人、九日に高きに登りて酒を飲み、婦人茱萸の囊をぶるは、蓋し此れより始まるならん。

【通釈】

汝南の桓景は、費長房のもとに遊學して何年かが経つた。長房が言うには「九月九日、お前の家中できっと災いがあるだろう。急いで戻るがいい。家人にそれぞれ絳い袋を作らせ、茱萸を入れて臂に繫ぎ、高い所に登つて菊花の酒を飲ませたなら、この禍は除かれるだろう」と。景は言う通りにし、一家で山に登つた。夕方に戻つてくると、鷄や犬・牛や羊が、急にみな死んでしまつてゐるのを見た。長房がこの話を聞いて言うには「こ

れらが身代わりになつたのだ」と。いま世間の人々が、九日に高い所に登つて酒を飲み、婦人が茱萸の入つた袋を身につけるのは、おそらくこれから始まつたのだろう。

【語釈】

*この話は『類聚』四および八九、『初學記』四、『事類賦』注五、『御覽』三二、九九一、『荊楚歲時記』に見える。

①汝南—郡名。漢に置かれた。治は平輿。河南省汝南県の東南。河南省の汝寧・陳州の二府、及び安徽省潁州府の地。また、東晉に偏置された。湖北省武昌県の西南。

②桓景—後漢、汝南の人。費長房の弟子。

③費長房—後漢、汝南の人。仙術を会得して名をあげた。

(『後漢書』一一二)

④遊學累年—「累年」二字、『類聚』八九および『初學記』、『事類賦』、『荊楚歲時記』に無し。

⑤長房謂曰—『類聚』四および『初學記』、『御覽』三二、『荊楚歲時記』は「長房謂之曰」五字を作る。『類聚』八九は「謂之曰」三字を作る。『御覽』九九一は「房謂之曰」四字を作る。

⑥汝家中當有災—この六字、『類聚』四および『御覽』

三二は「汝家當有災厄」に、『類聚』八九は「汝南當有災厄」に、「初學記」は「汝南當有大災厄」七字に、「事類賦」は「汝家有厄」四字に、『御覽』九九一は

「汝家有災厄」五字を作る。「災」字、『荊楚歲時記』は「災厄」二字を作る。

⑦宜急去—この三字、『類聚』四は「急宜去」に、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歲時記』は「急

一字に、『事類賦』は「急去」二字に、『御覽』九九一は「宜令急去」四字を作る。

⑧令家人各作絳囊—「各作絳」三字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歲時記』は「縫」一字を作る。「令」字、『御覽』九九一に無し。

⑨盛茱萸以繫臂—「以」字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歲時記』に無し。『初學記』、『御覽』九九一は、この句の後に「上」一字有り。

⑩茱萸—かわはじかみ。吳茱萸。山茱萸。ミカン科の落葉小高木。初夏、緑白色の小花が集まつて咲く。赤い実は漢方薬として頭痛・嘔吐に用いられる。中国の原産で、日本には享保年間（一七一六～一七三六年）に渡來した。

⑪登高飲菊花酒—「高」字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歲時記』は「山」を作る。「花」字、『類聚』四および八九、『初學記』、『事類賦』に無し。

⑫菊花酒—菊の花と葉とを黍米を入れて醸し、重陽の節句に不祥を祓う為に飲む酒。菊花酒。菊酎。

⑬此禍可除—「除」字、『類聚』四および八九、『初學記』、『事類賦』、『御覽』三二および九九一、『荊楚歲時記』は「消」を作る。『御覽』三二に「可」字無し。

⑭景如言、齊家登山、夕還—この九字、『事類賦』は「景歸」二字を作る。「景如言、齊家登山」七字、『類聚』

八九は「景如其言、舉家上山」四字に作る。「齊家登山」四字、『初學記』は「舉家坐山」に、「御覽」九一は「舉家登高山」五字に作る。「齊」字、『類聚』四および『御覽』三二、『荊楚歲時記』は「舉」に作る。「夕還」二字、『類聚』四は「夕還家」三字に作る。

⑯見鷄犬牛羊—『類聚』四および『事類賦』は「見鷄狗牛羊」に作る。『類聚』八九および『初學記』は「牛羊」二字無し。「御覽」三二に「犬」字無し。

⑯長房聞之曰、此可代也—この九字、『事類賦』に無し。

『類聚』八九および『初學記』は「長房曰、此可代之」七字に、「御覽」九九一は「房聞之曰、此代矣」七字を作る。「此可代也」四字、『類聚』四は「代之矣」三字に、「御覽」三二は「此可以代矣」五字に作る。

⑰今世人、九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此—この十九字、『類聚』四は「今世人、每至九日、登山飲菊酒、婦人帶茱萸囊、是也」（今世人、九日に至る毎に、山に登りて菊酒を飲み、婦人茱萸の囊を帶ぶるは、是れなり）二十字に、『類聚』八九は「今人九月九日登高、是也」（今人九月九日に高きに登るは、是れなり）十字に、『初學記』は「今世人、九日登高、是也」（今世人、九日に高きに登るは、是れなり）九字に、『事類賦』は「九日登高飲酒、帶茱萸囊、因此也」（九日高きに登りて酒を飲み、茱萸の囊を帶ぶるは、此れに因るなり）十三字に、『御覽』三二は

「今世人、每至九月九日、登高飲酒、婦人帶茱萸囊、因此也」（今世人、九月九日に至る毎に、高きに因りて酒を飲み、婦人茱萸の囊を帶ぶるは、此れに因るなり）二十二字に、「御覽」九九一は「今世人、毎至此日、登高山飲酒、戴茱萸囊、是也」（今世人、此の日に至る毎に、高山に登りて酒を飲み、茱萸の囊を戴くは、是れなり）十八字に作る。

10 曲水之義（曲水の義）

晉武帝問尚書郎摯虞仲洽「三月三日曲水、其義何旨。」

答曰「漢章帝時、平原徐肇以三月初生三女、至三日俱亡。一村以爲怪。乃相與至水濱盥洗、因流以濫觴。曲

水之義、蓋自此矣。」帝曰「若如所談、便非嘉事也。」

尚書郎束晳進曰「仲洽小生、不足以知此。臣請說其始。

昔周公、成洛邑、因流水泛酒。故『逸詩』云「羽觴隨波流。」又秦昭王、三月上巳、置酒河曲。見金人、自河而出。奉水心劍曰「令君制有西夏及秦霸諸侯。」乃因此處立爲曲水。二漢相緣、皆爲盛事。」帝曰「善。」

賜金五十斤、左遷仲洽爲城陽令。

其モ晋の武帝尚書郎の摯虞仲洽に問ふ「三月三日の曲水、其の義何の旨ぞ」と。答へて曰く「漢の章帝の時、平原の徐肇、三月の初めを以て三女を生むに、三日に至りて俱に亡す。一村以て怪と爲す。乃ち相ひ興に水濱に至りて盥洗し、流れに因りて以て觴を濫かぶ。曲水の義、

蓋し此れ自りするなり」と。帝曰く「若し談ずる所の如ければ、便ち嘉事に非ざるなり」と。尚書郎の東晉進みて曰く「仲治は小生、以て此れを知るに足らず。臣請ふ其の始めを説かんことを。昔周公、洛邑を成し、流水に因りて酒を泛かぶ。故に『逸詩』に云ふ『羽觴波流に隨ふ』と。又た秦の昭王、三月の上巳に、河曲に置酒。金人の、河自りして出づるを見る。水心劍を奉りて曰く『君をして制して西夏及び秦を有して諸侯に霸たら令めん』と。乃ち此處に因りて立てて曲水と爲す。二漢相ひ縁り、皆な盛事と爲す」と。帝曰く「善し」と。金五十斤を賜ひ、仲治を左遷して城陽の令と爲す。

とし、流水にそつて酒杯を泛かべました。それ故に『逸詩』には『羽觴波流に隨ふ』と記されているのです。また秦の昭王が、三月の上巳に、河曲（山西省）で酒宴を開きました。そのとき金人が、河から出て来たのを見たのです。水心劍を奉つて言うには『あなたに西夏と秦とを制圧・領有させて諸侯の霸者としよう』と。そうしてこれより曲水の宴が開かれることになりました。前漢と後漢はどちらもこの事に従い、みな盛大な行事としたのです」と。帝が言うには「よろしい」と。金五十斤を賜い、仲治を左遷して城陽縣（山東省）の長官とした。

【語釈】

*この話は『類聚』四、『初學記』四、『御覽』三〇、『廣記』一九七、『事類賦』注四、『荊楚歲時記』、『玉燭寶典』三に見える。

①晉武帝—西晉の第一代皇帝、司馬炎。昭（文帝）の子で、字は安世。在位二十六年。改元は四度で、泰始（二六五～二七四）、咸寧（二七五～二七九）、太康（二八〇～二八九）、太熙（二九〇）。『晉書』卷三。

②尚書郎—官名。尚書省の郎官。文書を発することを掌る。晉の尚書郎は極めて地位が高く、大臣の副とされたりを行つて杯を洗い、流れにそつて杯を浮かべたのです。曲水の義は、恐らく此處から始められたのでしよう」と。帝が言うには「もし言う通りであるならば、それは目出度いことではないのではないか」と。尚書郎の東晉が進み出て言うには「仲治はつまらぬ者ですから、この事をよくは知らないのです。どうか私にその謂われを説明させて下さい。かつて周公旦は、洛陽（河南省）を都

③摯虞仲治—晉、長安の人。字は仲治。若くして皇甫謐に師事し、才学通博、賢良に挙げられた。武帝の時に太子舍人に擢んでられ、聞喜令に除された。（『晉書』五一）。「治」字、底本および『廣記』は「治」

に作るが、『晉書』に拠つて改めた。また、四庫全書本および『玉燭寶典』は「治」に作る。「仲治」二字、『類聚』『初學記』『御覽』『事類賦』『荊楚歲時記』に無し。

(4) 曲水—曲折した流水。

⑤漢章帝—後漢、第三代の皇帝、劉炟。明帝の第五子。在位十三年。(『後漢書』卷二)。改元は三度で、建初(七六年八月)・元和(八四年八月)・章和(八七年八月)。『初學記』に「章」字無し。

⑥乃相與至水濱盥洗、因流以濫觴—この十三字、『荊楚歲時記』は「乃相與攜酒、至東流水邊、洗滌去災。遂因流水以泛觴」(乃ち相ひ與に酒を攜へ、東流の水

邊に至り、洗滌して災ひを去る。遂に流水に因りて以て觴を泛かぶ)二十一字に作る。

⑦束晳—晉、元城の人。字は廣微。若い時、国学に遊び、「玄居釋」を作つて客難に擬す。張華がこれを見て奇とし、召して掾とした。ついで賊曹屬となり、佐著作郎、博士、尚書郎を歴任した。趙王倫が記室にしようとするも、病を以て辞し、棄官して帰郷し、亡くなつた。『晉書』帝紀十志を撰した。その他、著に「五經通論」、「發蒙記」、「補亡詩」、文集がある。(『晉書』五一)。「晳」字、四庫全書本および『類聚』『廣記』『事類賦』は「晳」に作る。

⑧仲治小生—「仲治」二字、四庫全書本および『初學記』『御覽』『事類賦』『荊楚歲時記』は「摯虞」に、『類聚』『初學記』『御覽』『事類賦』は「摯虞」に作る。

聚『玉燭寶典』は「仲治」に作る。底本および『廣記』は「治」に作るが、『晉書』に拠つて改めた。

(9) 逸詩—古詩で、今の『詩經』三一一篇中に見えない詩。

(10) 羽觴隨波流—「波」字、『廣記』は「東」に作り、「明

鈔本東作渢、太平御覽三〇引、東作波」(明鈔本は東を渢に作り、太平御覽三〇引は、東を波に作る)と注

している。「羽觴」は、酒杯をいう。雀の形に作り、頭尾と翼のあるもの。酒杯を飛ばす義にとつたものという。羽杯。羽爵。「流」字、『類聚』『御覽』『事類賦』に無し。

(11) 秦昭王—秦の昭襄王(嬴稷)。戦國・秦の二十八代君主。孝文王の父。始皇帝の曾祖父。在位前三〇七年二五一。(『史記』五)。

(12) 上巳—五節句の一つ。陰曆三月の最初の巳の日。この日、流水のほとりで禊ぎをして、年中の不祥を祓う。

魏以降は三月三日と定めた。雛の節句。桃の節句。

(13) 金人—銅で製した人像。秦の始皇帝が天下の兵器を咸陽に集めて、金人十二体を铸造し、それを鐘懸けの台とし、宫廷の中に羅列した。

(14) 自河而出—この四字、『類聚』及び『御覽』、『事類賦』

は「出」一字に、『初學記』及び『荊楚歲時記』は「自東而出」(東自りして出づ)に、『廣記』及び『玉燭寶典』は「自淵而出」(淵自りして出づ)に作る。

(15) 水心劍—剣の名。秦の昭王が三日間河曲に置酒した時、金人が諸侯に霸たらしめんとして王に献じたもの。

(『晉書』五一・東晉傳)。

⑯西夏―中夏の西部。中国本土の西部をいう。南北朝時代、西部中国は北狄に侵入されていて、そうでない部分と区別して特にいう。

⑰及秦霸諸侯―この五字、『玉燭寶典』に無し。

⑱盛事―甚だ立派な事柄。盛んな事業。「事」字、四庫全書本および『類聚』『初學記』『御覽』『事類賦』『玉燭寶典』は「集」に作り、『廣記』は「業」を作る。

⑲五十斤―『初學記』は「十五斤」に作る。

⑳城陽―県名。晉に置かれた。漢、成陽縣の地。故城は山東省濮縣の東南。この二字、『類聚』及び『初學記』『御覽』『廣記』『事類賦』『荊楚歲時記』『玉燭寶典』は「陽城」を作る。

の事ありて河を渡りて去るや。當に何還べきか」と。答へて曰く「織女暫く牽牛に詣る。吾復た三年して當に還るべし」と。明日武丁を失す。今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁すと。

【通釈】

桂陽の成武丁は仙術が使えた。かつて人間の世界にいた。突然その弟に言うには「七月七日に、織女が河を渡るにあたり、仙人達はみな宮に還るのだ。私は先頃すでに召されているから、ここに停まることは出来ない。お前とはお別れだ」と。弟が問うには「織女はどういう理由で河を渡つて去るんだ。いつ還つてくるんだ」と。答えるには「織女は暫く牽牛に会いに行くのだ。私はまた三年後に戻つて来られるだろう」と。翌日武丁は姿を消した。現在では、織女は牽牛に嫁いだのだといわれている。

【語釈】

*この話は『類聚』四、『初學記』四、『玉燭寶典』七に見える。

①桂陽―郡名。漢に置かれた。湖南省郴縣。『玉燭寶典』にこの二字無し。

②成武丁―後漢代の神仙。「成」字、『類聚』及び『初學記』は「城」に作る。

③有仙道―この三字、『玉燭寶典』に無し。

④常在人間―この四字、『類聚』『初學記』『玉燭寶典』に無し。

⑤忽―この字、『類聚』『玉燭寶典』に無し。

11 織女詣牽牛（織女牽牛に詣る）
桂陽成武丁有仙道。常在人間。忽謂其弟曰「七月七日、織女當渡河、諸仙悉還宮。吾向已被召、不得停。與爾別矣。」弟問曰「織女何事渡河去。當何還。」答曰「織女暫詣牽牛。吾復三年當還。」明日失武丁。至今云、織女嫁牽牛。
桂陽の成武丁に仙道有り。常て人間に在り。忽ち其の弟に謂ひて曰く「七月七日、織女河を渡るに當り、諸仙悉く宮に還る。吾向に已に召しを被れば、停まるを得ず。爾と別れん」と。弟問ひて曰く「織女何

⑥織女——星の名。牛宿中の三星。琴座 α 星ベガ。たなばたつめ。織女星。天河の東に位置する。俗説に、陰曆

七月七日の夜、天河を渡つて牽牛星と会うという。

⑦諸仙悉還宮——この五字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。

⑧吾向已被召、不得停、與爾別矣——この十二字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。

⑨去、當何還——この四字、『初學記』『類聚』『玉燭寶典』に無し。

⑩織女暫詣牽牛——「織女」二字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。

⑪牽牛——星の名。ひこぼし。牽牛星。鶯座 α 星アルタイルに当たる。毎年一回、陰曆七月七日の夜、銀河を渡つて織女星と会うという伝説がある。

⑫吾復三年當還、明日失武丁——この十一字、『初學記』『類聚』『玉燭寶典』に無し。

⑬至今云、織女嫁牽牛——『初學記』は「世人至今云、織女嫁牽牛是也」(世人今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁するは是れなりと)十二字を作る。『類聚』は「世人至今云、織女嫁牽牛也」(世人今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁するなりと)十一字を作る。『玉燭寶典』は、「至今云、七日織女嫁牽牛是也」(今に至りて云ふ、七日織女牽牛に嫁するは是れなりと)十二字を作る。

12 眼明袋

宏農^{こうのう}鄧紹^{とうしょう}、嘗^{かつ}八月旦、入華山採藥。見一童子、執五絲囊^{くわうのう}、承柏葉上露。皆如珠、滿囊。紹問曰「用此何爲。」答曰「赤松先生取以明日。」言終、便失所在。今世人、八月旦作眼明袋、此遺象也。

宏農^{こうのう}鄧紹^{とうしょう}、嘗^{かつ}八月の旦に、華山に入りて藥^{くす}を採^とる。一童子を見るに、五絲の囊^{くわう}を執りて、柏葉^{はくえ}上の露^{つゆ}を承^{うけ}く。皆如珠^{ごくしゆ}の如く、囊^{くわう}に満つ。紹問ひて曰く「此れを用ひて何を爲すや」と。答へて曰く「赤松^{せきそう}先生取りて以て目を明らかにする。」言ひ終り便^{べん}ち所^{ところ}在を失ふ。今世人、八月の旦に眼明袋^{まなめいぶく}を作るは、此の遺象^{しゅうしよう}なり。

【通釈】

宏農の鄧紹は、ある八月の朝に、華山に登つて藥草を採取していた。一人の子供がおり、五色の袋で柏の葉の上の露を承けていた。すべて真珠のようで、袋に一杯になつっていた。紹は尋ねた「それを使つて何をするんだ」と。答えるには「赤松先生がこれを使つて目が良く見えるようにされるんだよ」と。言いおわると、直ぐ眼^{まな}に姿を消してしまった。いま世間の人々が、八月の朝に眼明袋を作るのは、この名残である。

【語釈】

*この話は『事類賦』注五、『御覽』二四、『荊楚歲時記』、『玉燭寶典』

八に見える。また、『古小說鉤沈』に『雜鬼神志怪』として引かれている。

- ① 宏農—弘農。今の河南省靈寶縣の南。
- ② 詧八月旦—この四字、『事類賦』及び『御覽』は「八月朝」三字を作る。『荊楚歲時記』は「嘗以八月旦」五字を作る。『玉燭寶典』には「嘗」字が無い。
- ③ 入華山採藥—「採藥」二字、『事類賦』及び『御覽』に無し。「華山」は、山名。江蘇省にある。
- ④ 執五綵囊、承柏葉上露—この九字、『事類賦』は「以五色綵囊、盛取柏葉下露」（五色の綵囊を以て、盛りて柏葉下の露を取る）十一字に、「御覽」は「以五色囊、承取柏葉下露」（五色の囊を以て、承けて柏葉下の露を取る）十字を作る。『承』字、『玉燭寶典』は「承取」二字に、「雜鬼神志怪」は「盛」を作る。「柏」字、『玉燭寶典』は「拍」を作る。また、『雜鬼神志怪』はこの後に「囊似蓮花、內有青鳥」（囊は蓮花に似て、内に青鳥有り）八字があり、「玉燭寶典八引志怪」（玉燭寶典八志怪を引く）と注している。「五綵囊」は、五彩（青・黄・赤・白・黒）を施したふくろ。
- ⑤ 皆如珠、滿囊—この五字、『事類賦』に無し。『御覽』は「露皆如珠」（露皆な珠の如し）四字を作る。『玉燭寶典』及び『雜鬼神志怪』はこの上に「露」字がある。
- ⑥ 紹問曰、用此何爲、答曰—「紹問曰、用此何爲」七字、『事類賦』は「云」一字に、『御覽』は「子亦云」三

字に、『玉燭寶典』は「紹問、何用、云」五字を作る。

〔紹問曰〕三字、『荊楚歲時記』は「紹問」二字にする。

⑦ 赤松—赤松子。上古の仙人の名。神農氏の時の雨神で、後、崑崙山に入つて仙人となる。帝嚳の師とも言われる。『三才圖會』卷一〇に見える。

⑧ 言終、便失所在—この六字、『事類賦』及び『御覽』に無し。

⑨ 今世人、八月旦作眼明袋、此遺象也—この十四字、『事類賦』及び『御覽』は「今八月朝作眼明囊、象此也」（今八月の朝に眼明囊を作るは、此れに象るなり）

十一字に、『玉燭寶典』は「故今人、常以八月旦作眼明囊」（故に今人、常に八月の旦を以て眼明囊を作る）十二字に作る。『雜鬼神志怪』には無し。『荊楚歲時記』はこの後に「或以金箔爲之、迺相餉焉」（或いは金箔を以て之を爲り、迺ひに相ひ餉るなり）十字あり。

⑩ 眼明袋—八月一日（或いは十四日）に錦綵で作つて贈り合う袋の名。これを使えば目を明らかにするという。

13 棱葉綵絲（棱葉・綵絲）

屈原^①五月五日投汨羅水。楚人哀之、至此日、以竹筒子貯米、投水以祭之。漢建武中、長沙區曲、忽見一士人。自云三閭大夫、謂曲曰「聞君當見祭。甚善、常年爲蛟龍所竊。今若有惠、當以棱葉塞其上、以綵絲纏之。此二物蛟龍所憚。」曲依其言。今五月五日作粽、并帶棱

葉五花絲遺風也。

屈原 五月五日に汨羅水に投ず。楚人之を哀れみ、此の日に至り、竹の筒子を以て米を貯へ、水に投じて以て之を祭る。漢の建武中、長沙の區曲、忽ち一士人を見れる。自ら三閭大夫と云ひ、曲に謂ひて曰く、「君の當む所と爲る。今若し惠まるる有らば、當に棟葉を以て其の上を塞ぎ、絲縷を以て之に纏ふべし。此の二物は蛟龍の憚る所なり」と。曲其の言に依る。今五月五日に粽を作り、并せて棟葉・五花絲を帶ぶるは遺風なり。

【通釈】

屈原は五月五日に汨羅水に身投げした。楚の人々は彼を哀れみ、この日になると、竹筒の中に米を入れ、水に投げ入れて屈原を祭つた。漢の建武年間、長沙の區曲は、不意に一人の土人に会つた。自ら三閭大夫と名乗り、曲にこう言った。「あなたが祭つてくれていることを聞いた。大変ありがたいのだが、毎年蛟龍に竊まれてしまふのだ。今もしその気持ちがあるならば、棟の葉で竹筒の上を塞ぎ、色のついた糸を周りに巻きつけてほしい。この二つは蛟龍が恐れるものなのだ」と。曲はその言葉の通りにした。今五月五日に粽を作り、更に梅檀の葉と五花絲で巻く風習はこの名残である。

【語釈】

* この話は『類聚』四、『初學記』四、『廣記』二九一、『事類賦』注四、

『御覽』三一、八五一、九三〇、『玉燭寶典』五に見える。また、この事は『御覽』九三〇に引く『齊諧記』に見える。

蛟龍畏練樹葉五色絲。（『御覽』九三〇引『齊諧記』）

① 屈原—戰國 楚の人。名は平（正則）。字は原。号は靈均。楚の王族として生まれた。博聞で詩文に優れ、懷王に仕えて三閭大夫となり、国政を執つて信任されたが、同列の大夫に妬まれて疎んぜられ、そこで「離騷」を作つて王の感悟を冀つた。懷王の子、襄王が立つに及び、讒言を信じて屈原を長沙に遷した。そこで「漁父」の諸篇を作つて志を表し、五月五日、時に秦の圧迫を受け諸侯からも孤立していた楚の国運を嘆き、石を抱いて汨羅に身を投げて死んだ。著に「離騷」・「九歌」・「九章」・「天問」・「遠遊」・「卜居」・「漁父」など二十五篇がある。（『史記』八四）。

② 五月五日—この四字、『廣記』は「五月日」三字に作る。

③ 汨羅水—川の名。源は江西省修水縣の西南。上流を汨羅水といい、西流して湘水に注ぐ。二水の合する所を汨羅淵、又は屈潭といい、楚の屈原が身を投じた所である。

④ 楚—国名。戰國の七雄の一。建国年未詳（前二二三年）。戰國の時の領域は、湖南省、湖北省、安徽省、江蘇省、浙江省、及び四川省の巫山以東、廣西省の蒼梧以北、陝西省の洵陽以南の地域。首都は郢。

⑤貯米——この二字、『御覽』九三〇は「貯粉米」三字に作る。

⑥漢建武中——「建武」は、後漢の光武帝（劉秀）の元号。

二五〇五年。『御覽』九三〇は「漢武建中」を作る。

⑦長沙——郡名。秦に置かれた。今の湖南省東半部の地。

⑧區曲——この二字、『類聚』及び『初學記』、『事類賦』、『御覽』三一は「歐回」に、『御覽』八五一および『玉燭寶典』は「區迴」に、『御覽』九三〇は「區回」に作る。

⑨忽見一士人——『類聚』『廣記』『御覽』八五一および九三〇は、この句の前に「白日」二字有り。

⑩士人——学問修行を積んだ人。

⑪三閭大夫——楚國の職名。楚の三王族、昭・屈・景のことを掌る。

⑫甚善——「善」字、『御覽』八五一は「誠」に作る。

⑬蛟龍——龍の一種。

⑭今若有惠——この四字、『事類賦』及び『初學記』、『玉燭寶典』に無し。

⑮棟葉——「棟」は、おうち。梅檀の古名。「棟」字、『事類賦』は「棟」に、『初學記』は「菰」に、『御覽』

三一、八五一、九三〇および『玉燭寶典』は「練」字

に作る。

⑯綵絲——いろいろいと。

⑰曲依其言、今五月五日作粽、并帶棟葉五花絲遺風也——『御覽』三一は「曲依其言」の句の後に「後乃復見感

之」（後乃ち復た之に感ずるを見る）六字が有る。

『御覽』八五一は、この三句の後に「異苑云、糉屈原婦所作也」（異苑に云ふ、糉は屈原の婦の作る所なりと）十字が有る。『玉燭寶典』は、この三句を「廻言依二日、世又五日作粽、并帶練葉五綵」十七字にする。『初學記』及び『御覽』九三〇はこの三句に該当する記述が無い。「五花絲」は、五色の糸。「遺風」は、名残。余風。

14 蠶神

吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅上南角。舉手招成、明即就之。婦人曰「此地是君家蠶室、我即是此地之神。明年正月半、宜作白粥、泛膏於上祭我也。必當令君、蠶桑百倍。」言絕失之。成如言作膏粥。自此後、大得蠶。今正月半作白膏粥、自此始也。

呉縣の張成、夜起くるに、忽ち一婦人の宅上の南の角に立つを見る。手を擧げて成を招けば、成即ち之に就く。婦人曰く、「此の地は是れ君が家の蠶室にして、我は即ち是れ此の地の神なり。明年の正月半ば、宜しく白粥を作り、膏を上に泛かべて我を祭るべきなり。必ず當に君をして、蠶桑百倍なら令むべし」と。言絶えて之を失す。成言の如くして膏粥を作る。此れより後、自ら始まるなり。今正月半ばに白膏粥を作るは、此

【通釈】

吳縣の張成が夜中に目を覚ました時、ふと一人の婦人が家の南の角に立っているのを見た。手を挙げて成を招いたので、成はそのまま婦人に近づいた。婦人が言うには「この土地はあなたの家の蚕室であり、私はつまりこの地の神である。年が明けて正月の半ば、白粥を作り、膏を上に泛かべて私を祭ると良いだろう。必ずあなたの為に、蚕の収穫を百倍にさせよう」と。言葉が絶えると姿も消えた。成は言葉の通りに膏粥を作った。それから後は、沢山の蚕を収穫した。今正月半ばに白膏粥を作るのは、これから始まつたのである。

【語釈】

この話は『初學記』四、『御覽』八五九、『廣記』二九三、『荊楚歲時記』、『玉燭寶典』に見える。また、この事は『御覽』三〇・八二五および『荊楚歲時記』に引く『齊諧記』、『搜神記』四に見える。

正月半、有神降陳氏之宅、云「我是蠶神。若能見祭、當令蠶桑百倍。」

今人正月末作餚糜爲此也。(『齊諧記』) 正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「我是是蠶神なり。若し能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。今人正月の末に餚糜を作るは、此れが爲なり。

正月半、有神降陳氏之宅、云「是蠶室。若能見祭、當令蠶桑百倍。」(『御覽』三〇、『荊楚歲時記』引『齊諧記』) 正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「是蠶室なり。若し能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。

正月半、有神降陳氏之宅、云「我是蠶神。能見祭、當令

蠶百倍。」今人正月半作餚糜、像此也。一云吳郡張誠。(『御覽』八二五引『齊諧記』) ① 吳縣張成—「吳縣」は、縣名。秦に置かれた。今の江蘇省崑山県の西。「張成」二字、「廣記」は「張誠之」三字になり、各書に引く『齊諧記』は「陳氏」を作る。に吳郡の張誠と云ふ。

② 一婦人一各書に引く『齊諧記』は「神」一字に作る。 ③ 宅上南角—「上」字、「搜神記」に無く、『初學記』、『御覽』八五九、『廣記』二九三、『荊楚歲時記』、『玉燭寶典』一は「東」に作る。各書に引く『齊諧記』には無い。

④ 舉手招成、成即就之一この八字、「御覽」八五九は「舉手招成、成便往就之」(手を挙げて成を招けば、成即ち之に就く) 九字に、「廣記」は「舉手招誠、誠就之」(手を挙げて誠を招くに、誠之に就く) 七字に、「玉燭寶典」は「招成」(成を招く)二字に作る。『初學記』及び各書に引く『齊諧記』には無い。「成即就之」四字、「搜神記」に無し。

⑤ 此地是君家蠶室、我即是此地之神—この十四字、「御覽」八二五および『齊諧記』(古小説鉤沈所收)

は「我是蠶神」四字に作る。『御覽』三〇および『荊

楚歲時記』に引く『齊諧記』は「是蠶室」三字に作る。

『此地之神』四字、『廣記』は「地之神」三字に、『初

學記』及び『玉燭寶典』は「地神」二字に作る。『蠶

室』は、蚕を飼う部屋。

⑥明年正月半—「明年」二字、『初學記』及び『御覽』

八五九、『玉燭寶典』は「明日」に作る。「半」字、『搜

神記』は「十五」二字に作る。

⑦粥一かゆ。特に薄いかゆをいう。

⑧蠶桑—桑を植えて蚕を飼うこと。『初學記』及び『御

覽』八二五は「蠶」一字に作る。

⑨今正月半作白膏粥、自此始也—この十二字、『初學記』

は「祠膏見敍事」（膏を祠るは敍事に見ゆ）五字に作

り、『御覽』三〇、『荊楚歲時記』に引く『齊諧記』

には無い。「半」字、『荊楚歲時記』は「十五日」に、

『齊諧記』（『古小說鉤沈』所收）は「末」に作る。「白

膏粥」三字、『御覽』八五九および『玉燭寶典』、『搜

神記』は「膏糜」に、『廣記』は「膏粥」に、『荊楚

歲時記』は「粥」に、『御覽』八二五に引く『齊諧記』

は「餕糜」を作る。

15 石磨

吳興故鄴縣東三十里、有梅溪山。山根直堅一石。可高

百餘丈。至青而圓、如兩間屋大。四面斗絕、仰之于雲

外、無登陟之理。其上復有盤石、圓如車蓋。恒轉如磨、

聲若風雨。土人號爲石磨。轉快則年豐、轉遲則歲儉。欲知年之豐儉、驗之無失。

一石を堅つ。高さ百餘丈なる可し。至青にして圓く、兩間の屋の大きさの如し。四面斗絶し、之を雲外に仰ぎ、登陟の理無し。其の上に復た盤石有り、圓きこと車蓋の如し。恒に轉じて磨するが如く、聲風雨の若し。土人號して石磨と爲す。轉ずること快なれば、則ち年豊かにして、轉ずること遲なれば、則ち歲儉となる。年の豊儉を知らんと欲し、之を驗せば失すること無し。

【通釈】

一、吳興の故鄴縣から東へ三十里ばかり行つたところに、梅溪山がある。山のふもとに真つ直ぐに石がひとつ堅つてある。その高さは百丈余りある。色は真つ青で形は丸く、間口は二間の家の大きさ程もある。四方は絶壁で、天辺は雲の上に仰ぎ見て、とても登れそうにない。その上にはまた大きな岩があり、それは車の覆いのように丸い。いつも回転して研磨しているようであり、その音は風雨のようになると聞こえる。土地の人々はこれを石磨と呼ぶ。速く転ずるならばその年は豊作であり、遅く転ずるならばその歳は不作となる。一年の豊作不作を知りたいと思ひ、この石で驗せば違うことがない。

【語釈】

*この話は『廣記』三九八に見える。

①吳興故鄴縣——「吳興」は、郡名。三国吳、置く。今の浙江省吳興県。「鄴」字、「廣記」は「彰」に作るが、何れも「鄣」の譯字であろう。故鄣縣は、県名。漢に置かれた。今の浙江省安吉縣の西北。

- ②間一家の間口の長さ。
③斗絶——懸け離れて突き出る。切り立つたように険しい。
④登陟——のぼること。
⑤石磨——ひき臼。
⑥豊儉——豊作と不作。

16 徐秋夫

錢塘徐秋夫、善治病。^③宅在湖溝橋東。夜聞空中呻吟、聲甚苦。秋夫起、至呻吟處、問曰「汝是鬼邪。何爲如此。饑寒須衣食邪。抱病須治療邪。」鬼曰「我是東陽人、姓斯名僧。平昔爲樂遊吏。患腰痛死、今在湖北。雖汝無形、何由治。」鬼曰「但縛茅作人、按穴鍼之。訖、棄流水中、可也。」秋夫作茅人、爲鍼腰目二處。并復薄祭、遣人送後湖中。及暝、夢鬼曰「已差。并承惠食、感君厚意。」秋夫宋元嘉六年爲奉朝請。

錢塘の徐秋夫、善く病を治す。宅は湖溝橋の東に在り。夜空中に呻吟するを聞くに、聲甚だ苦しむ。秋夫起きて、呻吟する處に至り、問ひて曰く「汝は是れ鬼なるか。何爲れぞ此くの如きや。饑寒して衣食を須むるか。」

錢塘の徐秋夫、善く病を治す。宅は湖溝橋の東に在り。夜空中に呻吟するを聞くに、聲甚だ苦しむ。秋夫起きて、呻吟する處に至り、問ひて曰く「汝は是れ鬼なるか。何爲れぞ此くの如きや。饑寒して衣食を須むるか。」

【通釈】
錢塘の徐秋夫は、病氣の治療に長けていた。家は湖溝橋の東にあつた。夜に空中から呻く声が聞こえたが、その声はひどく苦しそうだった。秋夫は起き出し、呻いているところに行き、尋ねて言うには「お前は幽靈なが。どうしてそのように苦しんでいるのか。飢え凍えて服や食べ物を求めているのか。病気になつて治療を求めているのか」と。幽靈が言うには「私は東陽の者で、姓は斯で名は僧と申します。嘗て樂遊苑の役人でした。腰痛を患つて死に、今は湖北にいます。幽靈になつたとはいえ、苦しみは生きている時と同じです。あなたが治療に長けているというので、それでやつてきて告げるのです」と。秋夫が言うには「ただお前には形が無いから、

どうやつて治療したらいいのだ」と。幽靈が言うには「た

だ茅を縛つて人形を作り、壺を探して其處に針を刺して下さい。それが終わつて、流水の中に棄てれば、それで良いのです」と。秋夫は茅で人形を作り、それに腰と目の二ヶ所に針を刺した。その上また簡単に祭つて、人に後ろの湖の中に送らせた。夕暮れになり、幽靈が夢に出て来て言うには「已に癒えました。そのうえ供え物まで承ることになり、あなたのご厚意に感謝致します」と。秋夫は宋の元嘉六年に奉朝請になつた。

作る。

【語釈】

* この事は『南史』三二、『御覽』七二二に引く『宋書』、『廣記』一一

八に引く『談叢』に見える。

① 錢塘—錢唐縣。秦に置かれた。浙江省杭縣。唐代に國

号を避けて土偏を加えた。この二字、『南史』『御覽』『廣記』に無し。

② 徐秋夫—南朝宋の人。熙の子。官は射陽（江蘇省淮安

縣の東南）令。医者。（『南史』三二）

③ 宅在湖溝橋東—「湖溝橋」は、未詳。（今の湖溝鎮は安徽省にある。）この六字、『南史』『御覽』『廣記』に無し。

④ 呻吟—苦しんで呻くこと。

⑤ 汝是鬼邪—抱病須治療邪—この二十字、『南史』は「何須」（何を須むるか）二字に、『御覽』は「何所須」（何の須むる所ぞ）三字に、『廣記』は「汝是鬼也、何所須」（汝は是れ鬼なるか。何の須むる所ぞ）七字に

⑥ 我是東陽人、姓斯名僧。平昔爲樂遊吏—この十五字、

『南史』は「姓某、家在東陽」（姓は某、家は東陽に在り）六字に、『御覽』は「姓斯、家在東陽」（姓は斯、家は東陽に在り）六字に、『廣記』は「我姓斛斯、家在

東陽」（我が姓は斛斯、家は東陽に在り）八字に作る。

⑦ 東陽—地名。春秋魯の邑。山東省費縣の西南。または、郡名。三国吳に置かれた。浙江省金華縣。または、県名。漢に置かれた。山東省恩縣の西北。また、秦・漢に置かれた。安徽省天長縣の西北。また、南朝宋に置かれた。江蘇省の境。

⑧ 樂遊—苑の名。江蘇省江寧縣の東北。南朝宋の太祖が建てる。

⑨ 今在湖北—この四字、『南史』『御覽』『廣記』に無し。

⑩ 雖爲鬼、苦亦如生、爲君善醫、故來相告—この十五字、『南史』は「雖爲鬼、痛猶難忍、請療之」（鬼と爲ると雖も、痛み猶ほ忍び難ければ、之を療せんことを請ふ）十字に、『御覽』は「爲鬼、痛猶難忍、請療之」（鬼と爲るも、痛み猶ほ忍び難ければ、之を療せんことを請ふ）九字に、『廣記』は「雖爲鬼、疼痛猶不可忍。聞君善術、願見救濟」（鬼と爲ると雖も、疼痛猶ほ忍ぶ可からず。君の術を善くするを聞き、救濟されんことを願ふ）十七字に作る。

⑪ 但汝無形、何由治—この七字、『南史』及び『御覽』は「云何厝法」（云何に法を厝せん）四字に、『廣記』

は「汝是鬼無形。云何措治」（汝是れ鬼にして形無し。云何に治を措せん）九字に作る。

⑫但縛芻作人（可也）——この十六字、『南史』及び『御覽』は「爲芻人、案孔穴鍼之」（芻人を爲り、孔穴を案じて之に鍼せよ）八字に作る。『廣記』は「君但縛芻作人、（按孔穴鍼之）（君但だ芻を縛して人と作し、孔穴を按じて之に鍼せよ）十一字に作り、「穴原作定、據明鈔本改」（穴原は定に作るも、明鈔本に據りて改む）と注している。

⑬秋夫作茅人（遣人送後湖中）——この十六字、『南史』及び『御覽』は「秋夫如言、爲灸四處、又鍼肩井三處、設祭埋之」（秋夫言の如くし、爲に四處に灸し、又た肩井の三處に鍼し、祭を設けて之を埋む）十八字に、『廣記』は「秋夫如其言、爲鍼四處、又鍼肩井三處、設祭而埋之」（秋夫其の言の如くし、爲に四處に鍼し、又た肩井の三處に鍼し、祭を設けて之を埋む）二十字に作る。

⑭及暝（感君厚意）——この十五字、『南史』及び『御覽』は「明日見一人謝恩、忽然不見」（明日一人の恩を謝するを見るに、忽然として見えず）十一字に、『廣記』は「明日、見一人來謝、曰『蒙君療疾、復爲設祭。除飢解疾、感惠實多。』忽然不見」（明日、一人の來りて謝するを見るに、曰く「君の疾を療し、復た爲に祭を設くるを蒙る。飢を除き疾を解く、惠に感ずること實に多し」と。忽然として見えず）二十八字に作

る。

⑮秋夫宋元嘉六年爲奉朝請——この十一字、『南史』『御覽』『廣記』に無く、『南史』及び『御覽』には「當世伏其通靈」（當世、其の通靈に伏す）六字があり、『廣記』には「當代服其通靈」（當代、其の通靈に服す）六字がある。

⑯宋元嘉六年——四二九年。「元嘉」は、年号。南朝宋、文帝（劉義隆）の年号。四二四～四五三年。

⑰奉朝請——官名。朝廷で儀式を行う時、臨時に任命する官。漢代は多く外戚や將軍、公卿、列侯などが任じられ、朝会の請召を奉ずることを掌る。晉以後、奉車・駙馬・騎三都尉を以てし、南朝に及んで六百人の多数に至つた。

17 趙文韶

會稽趙文韶、爲東宮扶侍、坐清溪中橋。與尚書王叔卿家隔一巷、相去二百步許。

秋夜嘉月、悵然思歸、倚門唱「西夜烏飛」。其聲甚哀怨。忽有青衣婢。年十五六、前曰「王家娘子白扶侍。聞君歌聲。有門人逐月遊戲、遣相聞耳。時未息。」文韶不之疑、委曲答之。亟邀相過、須臾女到。年十八九、行步容色可憐。猶將兩婢自隨。問家在何處、舉手指王尚書宅曰「是聞君歌聲、故來相詣。豈能爲一曲邪。」文韶即爲歌「草生盤石」。音韻清暢。又深會女心。乃曰「但令有瓶。何患不得水。」顧謂婢子還取空筭、乃

扶侍鼓之。須臾至、女爲酌兩三。彈泠泠更增楚絕。乃

令婢子歌「繁霜」。自解裙帶繫箜篌腰。叩之以倚歌。

歌曰「日暮風吹、葉落依枝。丹心寸意、愁君未知。」

歌「繁霜侵曉幕。何意空相守。坐待繁霜落。」歌闋、

夜已久。

遂相佇燕寢、竟四更別去。脫金簪以贈文韶、

文韶亦答以銀椀白瑠璃各一枚。

既明、文韶出。偶至清溪廟歇、神坐上見椀。甚疑而悉委之、屏風後則瑠璃匕在焉。箜篌帶縛如故。祠廟中惟女姑神像、青衣婢立在前。細視之、皆夜所見者。於是遂絕。當宋元嘉五年也。

會稽の趙文韶、東宮扶侍と爲り、清溪中橋に坐す。尚書王叔卿の家と一巷を隔て、相ひ去ること二百歩許なり。

秋夜嘉月、悵然として歸るを思ひ、門に倚りて「西

夜鳥飛」を唱ふ。其の聲甚だ哀怨なり。忽ち青衣の婢

有り。年は十五六、前みて曰く「王家の娘子扶侍に白

す。君の歌聲を聞く。門人の月を逐ひて遊戯する有れば、

相ひ聞かしむる耳。時に未だ息はず」と。文韶之を疑

しゆめず、委曲之に答ふ。亟やかに邀へて相ひ過ぐるに、

須臾にして女到る。年は十八九、行歩・容色・憐れむ可し。猶ほ兩婢を將きて自ら隨ふ。家何處にか在る

と問ふに、手を擧げて王尚書の宅を指して曰く「是れ

君の歌聲を聞きて、故に來りて相ひ詣る。豈に能く一曲を爲さん邪」と。文韶即ち爲に「草盤石に生ず」を

歌ふ。音韻清暢なり。又た深く女の心に會す。乃ち

曰く「但だ瓶有らめよ。何ぞ水を得ざるを患へん」と。

顧みて婢子に謂ひて還た箜篌を取らしめ、扶侍の爲に

之を鼓せしむ。須臾にして至り、女爲に酌むこと兩三。

彈くこと泠泠として更に楚絶を増す。乃ち婢子をして「繁霜」を歌は令む。自ら裙帶を解きて箜篌を腰に繫ぐ。

之を叩きて以て歌に倚らしむ。歌ひて曰く「日暮れて風

吹き、葉落ちて枝に依る。丹心寸意、君の未だ知らざるを愁ふ」と。「繁霜曉幕を侵す。何ぞ空しく相ひ守

るを意ふや。坐して繁霜の落つるを待つ」と歌ふ。歌闋

り、夜已に久しく述べ。遂に相ひ佇ちて燕寢し、竟に四

更に別れる。金簪を脱して以て文韶に贈れば、文韶も

亦た銀椀と白瑠璃の匕各の一枚を以て答ふ。

既に明け、文韶出づ。偶ま清溪廟に至りて歇むに、

神坐の上に椀を見る。甚だ疑ひて之を悉委するに、屏

風の後ろに則ち瑠璃の匕在る焉。箜篌帶もて縛する

こと故の如し。祠廟中惟だ女姑神の像あり、青衣の婢

立ちて前に在り。細かに之を覗るに、皆夜に見し所の

者なり。是に於て遂に絶ゆ。宋の元嘉五年に當るなり。

【通釈】

會稽の趙文韶は、東宮扶侍となり、清溪中橋に坐して

いた。尚書である王叔卿の家とは道で隔てられ、二

百歩ほど離れていた。

秋の夜で月が美しく、悲しみ嘆いて故郷に帰ることを

思い、門に寄り掛かつて「西夜鳥飛」を唱つた。その声

は哀怨の響きに満ちていた。不意に青い衣を身につけた女中が現れた。年は十五・六ほどで、文韶のもとへやつて来て言うには「王の家の娘が扶侍に申し上げます。あなたの大歌う声を聞きました。月を逐つて遊んでいる家人がいたので、あなたに問ねさせました。まだお休みになつていらっしゃいません」と。文韶はこの事を不思議に思わず、この女中に詳しく述べてやつた。すぐに迎えに行つて待つていると、暫くして娘がやつて來た。年の頃は十八・九歳、歩く様子や容貌が可愛らしかつた。また二人の女中が娘に随つていた。家が何処にあるのか尋ねると、手を挙げて王尚書の家宅を指して「あなたの歌う声を聞いて、それであなたのもとへやつて來たのです。どうか一曲歌つて下さいませんか」と言つた。すぐ文韶は娘の為に「草盤石に生ず」を歌つた。その音色は清らかで伸びやかだつた。また深く娘の心を打つた。そこで「酒の瓶を持つて來なさい。水は無くても構いません」と言つた。振り返つて女中に言いつけてまた空筈を取らせ、扶侍の為にこれを弾かせた。暫くして女中が戻つて來たので、娘は文韶に酒を二・三度ついた。彈けば音色は清く涼やかで更に悲しみが増した。そうして女中に「繁霜」を歌わせた。自ら裳裾の紐を解いて箜篌を腰に繋いだ。これを叩いて歌に合わせた。歌つて言うには「日が暮れて風が吹き、葉が散り落ちて枝に依る。私のこの気持ちを、あなたがまだ知らないことを愁う」と。「繁霜が明け方のとばかりを侵す。どうして空しく守るこ

とを意うだろうか。坐して繁霜がおりるのを待つて」と歌つた。歌い終わると、夜は已に更けていた。そのまま留まつて共に休み、そして四更のころ別れて去つた。金の簪を外してそれを文韶に贈つたので、文韶もまた銀椀と白い瑠璃のスプーンをそれぞれ一つずつ娘に贈つた。

既に夜が明けたので、文韶は出て行つた。偶々清溪廟に立ち寄つて休憩した折、神坐のそばに椀を見つけた。たいそう不思議に思つてこれをよく見てみると、屏風の後ろには瑠璃のスプーンがあつた。箜篌が帶で縛つてある様子は昨晩のままだつた。祠廟の中にはただ女姑神の像があり、青い衣の女中がその前に立つていて。その様子をよく見てみたが、どう見ても夜に見た者であつた。そうしてそのまま何事も起らなかつた。宋の元嘉五年のことであつた。

【語釈】

*この話は『御覽』七六〇に見える。また、この事は『廣記』二九五に引く『八朝窮怪錄』に見える。

宋文帝元嘉三年八月、吳郡趙文昭、字子業、爲東宮侍講。宅在清溪橋北。與吏部尚書王叔卿、隔牆南北。嘗秋夜、對月臨溪、唱「烏棲之詞」。音旨閑怨。忽有一女子、衣青羅之衣、絕美。云「王尚書小娘子、欲來訪君。」文昭問其所以、答曰「小娘子聞君歌詠、有曠懶之心。著清涼之恨、故來願薦枕席。」言訖而至、姿容絕世。文韶迷惑恍惚、盡忘他志。乃揖而歸、從容密室。命酒陳筵、遞相歌送。然

後就寢。至曉請去、女解金纓留別。文昭答瑠璃盞。後數夜、文昭思之不已。偶遊清溪神廟、忽見所與瑠璃盞，在

神女之後。及顧其神、與畫侍女。竝是同宿者。『廣記』

二九五引『八朝怪錄』

宋の文帝の元嘉三年八月、吳郡の趙文昭、字は子業、東

宮侍講と爲る。宅は清溪橋の北に在り。

吏部尚書の王

叔卿と、牆を南北に隔つ。嘗て秋夜、月に對して溪に

臨み、「烏棲の詞」を唱ふ。音旨閑怨なり。忽ち一女子

有り、青羅の衣を衣て、絶美なり。云ふ「王尚書の小娘

子、來りて君を訪へんと欲す」と。文昭の所以を問ふ

に、答へて曰く「小娘子君の歌詠を聞き、怨曠の心有

り。清涼の恨みを著せば、故に來りて枕席を薦めんこ

とを願ふ」と。言ひ訖りて至るに、姿容世に絶す。文韶

迷誤恍惚とし、盡く他の志を忘る。乃ち揖して歸き

し、從ひて密室に容る。酒を命じて陳ね、遡ひに相

ひ歌ひて送る。然る後に寝に就く。曉に至りて去るを請

ふに、女金の纓を解き留めて別る。文昭瑠璃盞もて

答ふ。後數夜、文昭之を思ひて已まづ、偶ま清溪神の廟

に遊び、忽ち與へし所の瑠璃の盞の、神女の後ろに在

るを見る。其の神を顧みるに及び、與に侍女を畫く。

竝に是れ同じ宿する者なり。

(1)會稽—郡名。秦に置かれた。江蘇の東部と浙江の西部

の地。今の江蘇省吳県。『御覽』にこの二字は無く、

『廣記』二九五は「吳郡」を作る。

(2)趙文韶—この三字、『御覽』は「趙文詔」に、『廣記』

は「趙文昭、字子業」（趙文昭、字は子業）六字に作る。

(3)扶侍—官職名。『廣記』は「侍講」に作る。「侍講」は、天子または東宮の御前で書物を講義すること。また、その人。

(4)坐清溪中橋—この五字、四庫全書本は「住青溪中橋」

(青溪中橋に住まる)に、『御覽』は「廨在青溪中橋」

(廨、青溪中橋に在り)六字に、『廣記』は「宅在清

溪橋北」(宅は清溪橋の北に在り)六字に作る。「青

溪中橋」は、地名。『陳書』七・張貴妃傳に「晉王廣、

命斬貴妃、榜於青溪中橋」(晉王廣、命じて貴妃を

斬らしめ、青溪中橋に榜く)とある。

(5)與尚書王叔卿家隔一巷—竟四更別去—この部分、『御

覽』は「與神女燕寢」(神女と燕寢す)五字に作る。

(6)尚書王叔卿—『廣記』はこの前に「吏部」二字がある。

(7)巷—町中の通り道。

(8)西夜烏飛—この四字、『廣記』は「烏棲之詞」に作る。

(9)哀怨—かなしみうらむ。

(10)門人—家の者を指すか。

(11)時未息—未だ息んでいなかつたことをいう。

(12)文韶不之疑—この五字、『廣記』は「文昭問其所以」

(文昭、其の所以を問ふ)六字に作る。

(13)盤石—大きなわお。大石。

(14)箜篌—弦樂器の名。瑟に似た臥箜篌、西欧のハープ似た堅箜篌、先端に鳳首の裝飾のある鳳首箜篌があつ

た。くぐ。くうご。

⑯ 淩——清らかに涼しいさま。

⑰ 曙幕——明け方の部屋の幕。

⑰ 脱金簪以贈文韶、文韶亦答以銀椀白瑠璃匕各一枚——この二十一字、『御覽』は「脱金簪與扶侍、亦贈以銀椀及流離匕」（金簪を脱して扶侍に與ふるに、亦た銀椀及び流離の匕を以て贈る）十五字に、『廣記』は「女解金纓留別。文昭答瑠璃盞」（女、金の纓を解き留めて別る。文昭瑠璃の盞もて答ふ）十二字に作る。

⑯ 既明——當宋元嘉五年也——この部分、『御覽』に無し。

⑭ 「於是遂絕」四字、『廣記』に無し。

⑯ 清溪廟——廟の名。祭神は青溪小姑。江蘇省江寧縣。

⑯ 宋元嘉五年——四二八年。「元嘉」は、年号。南朝宋、

文帝（劉義隆）の年号。四二四——四五三年。『廣記』

は「宋文帝元嘉三年八月」の事とする。

『續齊諧記』補遺

「王敬伯」

王敬伯、夜見一女子。命婢取酒、須臾持一銀酒樽。

王敬伯、夜に一女子を見たり。婢に命じて酒を取らしむるに、須臾にして一の銀の酒樽を持つ。

【通釈】王敬伯は、夜中に一人の娘を見た。女中に命じて酒を

持つて来させると、間もなくして銀の酒樽を持って来た。
【語釈】
＊この話は『御覽』七五七に見える。

① 酒樽——酒を入れた器。

「王敬伯」

王敬伯、夜見一女。命婢取酒、提一淥沈漆檻。

王敬伯、夜に一女を見たり。婢に命じて酒を取らしむるに、一の淥沈の漆檻を提ぐ。

【通釈】

王敬伯は、夜中に一人の娘を見た。女中に命じて酒を

持つて来させると、淥沈の漆塗りの酒樽を持って来た。

【語釈】

*この話は『御覽』七六一に見える。

② 漆檻——漆塗りの酒樽。

「吳龜」

武昌小吏吳龜、渡水得五色石。夜化爲女子、稱是龜婦。至家見婦。翁被白羅袍、隱漆几銅唾壺。狀如天府。自稱河伯。

武昌小吏吳龜、水を渡りて五色の石を得たり。夜に化して女子と爲り、是れ龜の婦なりと稱す。家に至れば婦を見る。翁被白羅の袍を被、漆几の銅唾壺に隠る。状は天府の如し。自ら河伯と稱す。

【通釈】

武昌の小役人であつた吳龜は、河を渡つていて五色の石を見つめた。夜に娘の姿に変化して、龜の妻であると言つた。家に戻ると妻がいた。白羅の袍を着た一人の老人がいて、漆塗りの机の側の銅唾壺に隠れた。それは天の役所のようだつた。自ら河伯と名乗つた。

【語釈】

* この話は『御覽』七〇三に見える。また、この事は『述異記』(書鈔)七七引、任昉『述異記』下に見える。

武昌小吏吳龜、得一浮石。取置床頭、化成一女。端正。

與龜爲夫妻。(『述異記』)

武昌の小吏吳龜、いつの浮石を得たり。取りて床頭に置くに、化して一女と成る。端正なり。龜と夫妻と爲る。

陽羨縣の小吏吳龜、家は溪の南に在り。偶ま一日掘

忽見一五色浮石。龜遂取、歸置於牀頭。至夜、化爲一女

子。至曙、仍是石。後復投於本溪。(任昉『述異記』)

陽羨縣の小吏吳龜、家は溪の南に在り。偶ま一日掘

忽見一五色浮石。龜遂取、歸置於牀頭。夜に至り、化爲一女

して一女子と爲る。曙に至るに、仍ほ是れ石なり。後復化

た本の溪に投す。

①武昌一郡名。三国吳に置かれた。今湖北省鄂城県。

任昉『述異記』は「陽羨縣」三字に作る。「陽羨縣」

は、県名。秦に置かれた。故城は今の江蘇省宜興縣の南。

②銅唾壺—銅製の唾壺。机の側に置いてあつたのである。

「天台二女」

劉晨阮肇入天台山。有女仙人、爲設胡麻飯山羊脯。因留連之。

劉晨・阮肇

天台山に入る。女の仙人有り、爲に胡麻飯

・山羊の脯を設く。因りて之に留連す。

【通釈】

劉晨と阮肇は天台山に登つた。女の仙人がおり、二人の爲に胡麻入りのご飯と山羊の干し肉を用意した。(二人は)そこでこの場に留まつた。

【語釈】

* この話は『御覽』八六二に見える。また、この事は『幽明錄』(太平御覽)四一、九六〇引に見える。

①留連一遊興にふけつて家に帰るのを忘れる事。夢中になること。

「王彦伯」

王彦伯、會稽餘姚人也。善鼓琴、仕爲東宮扶持。赴告還都、行至吳郵亭。維舟中渚、秉燭理琴。見一女子、披幃而進、二女從焉。先施錦席、於東床乃就坐。女取琴調之、似琴而聲甚哀雅。有類今之登歌。女子曰「子識此聲否。」彦伯曰「所未曾聞。」女曰「此曲所謂“楚明光”者也。唯嵇叔夜能爲此聲。自此以外、傳習數

人而已。」彥伯欲受之。女曰「此非艷俗所宜。唯岩栖谷隱、可以自娛耳。當更爲子彈之。幸復聽之。」乃鼓琴且歌。歌畢止於東榻。遲明將別、各深怨慕。女取四端錦、臥具繡、臂囊一、贈彥伯爲別。彥伯以大籠井玉琴、以答之而去。

王彦伯は、會稽餘姚の人なり。善く琴を鼓し、仕へて東宮扶侍と爲る。告に赴きて都に還り、行きて吳の郵亭に至る。舟を中渚に維ぎ、燭を秉りて琴を理く。一女子を見るに、幃を披きて進み、二女焉に從ふ。先づ錦の席を施し、東床に於て乃ち坐に就く。女琴を取りて之を調するに、琴に似て聲甚だ哀雅なり。今の登歌に類たる有り。女子曰く「子此の聲を識るや否や」と。彦伯曰く「未だ曾て聞かざる所なり」と。女曰く「此の曲は所謂楚明光なる者なり。唯だ愁叔夜のみ能く此の聲を爲す。此れ自り以外は、數人に傳習する而已」と。彦伯之を受けんと欲す。女曰く「此れ艶俗の宜とする所に非ず。唯だ岩に栖み谷に隠れ、以て自ら娯しむ可耳。當に更に子の爲に之を弾くべし。幸はくは復た之を聽け」と。乃ち琴を鼓し且つ歌ひ、歌畢りて東の榻に止まる。明を遅ちて將に別れんとするに、各の深く怨慕す。女四端の錦、臥具の繡、臂囊の一つを取り、彦伯に贈りて別れを爲す。彦伯大籠井の玉琴を以て、之に答へて以て去る。

王彦伯は、會稽郡餘姚県の人がである。琴を演奏するのが得意で、出仕して東宮扶侍となつた。報告の為に都に戻り、その道中で吳の郵亭に着いた。舟を繋いで波打ち際に泊め、灯火をつけて琴を弾いた。一人の娘が現れ、垂れ幕を開いて進み、二人の娘がこれに従つていた。先に錦の席を用意し、そこで東の床について座つた。娘は琴を取つて調律したが、琴に似ていてその音はひどく哀しげで雅やかであった。今の登歌に似ているものがある。娘が言うには「あなたはこの音樂を知つていませんか」と。彦伯は「今まで聞いたことがあります」と言つた。娘が言うには「この曲は所謂“楚明光”というものです。ただ姑叔夜だけがこの音を奏でることが出来ます。その他には、数人に伝え習わせるだけなのです」と。彦伯はこの曲を習いたいと思った。娘が言うには「これは俗世間で奏てる曲ではありません。ただ岩に栖み谷に隠れ、自分で楽しむべきものです。もう一度あなたの為にこの曲を弾きましょ。どうかまたこれを聴いて下さい」と。そうして琴を弾きながら歌い、歌が畢つてから東の榻に泊まつた。夜が明けるのを待つて別れようとした時、それぞれ深く別れを怨み互いを慕つた。娘は四端の錦と、臥具の繡、一袋の臂囊を取り、彦伯に贈つて別れのしるしとした。彦伯は大籠井の玉琴で、娘に応えて去つていった。

通釈

*この話は『御覽』五七九、『瑠璃集』一二、『事類賦』注一一に見える。

一語釈

王彦伯、嘗至吳郵亭。維舟理琴。見一女子、披帷而進。

取琴調之、似琴而非。聲甚哀。彦伯問「何曲。」答曰「此曲所謂“楚明光”也。唯嵇叔夜能爲此聲。自此以外、傳者數人而已。」彦伯欲請受。女曰「此非艷俗所宜。唯岩棲谷隱、可以自娛爾。」鼓琴且歌、歌畢止於東榻。遲明辭去。

(『事類賦』一一)

王彦伯、嘗て吳の郵亭に至る。舟を維ぎて琴を理す。一女子を見るに、帷を披きて進む。琴を取りて之を調するに、琴に似て非なり。聲甚だ哀し。彦伯問ふ「何の曲なるや」と。答へて曰く「此の曲は所謂“楚明光”なり。唯だ嵇叔夜のみ能く此の聲を爲す。此れ自り以外は、傳ふる者數人なる而已」と。彦伯請ひ受けんことを欲す。女曰く「此れ艷俗の宜しとする所に非ず。唯だ岩に棲み谷に隠れ、以て自ら娛しむ可き爾」と。琴を鼓し且つ歌ひ、歌畢りて東の榻に止まる。明を遅ちて辭去す。(『事類賦』一一)

船上に在り。既に敬伯の琴聲を聞き、愛戀已むこと無し。乃ち從婢兩人を將き、往きて敬伯に就く。生くるに異ならざるが如し。相ひ和して歌を爲し、情を盡くして眷悅す。意を申ぶること竟夕、始めて乃ち分離するなり。

①王彦伯—『瑚玉集』は「王敬伯」に作る。

②會稽餘姚—會稽郡餘姚県。浙江省紹興県の東北。姚江の北岸。

③東宮扶侍—官職名。「扶侍」二字、『廣記』二九五は「侍講」に作る。「侍講」は、天子または東宮の御前で書物を講義すること。また、その人。

④嵇叔夜—嵇康。三國・魏の人。叔夜は字。竹林の七賢の一人で、その主導的な人物の一人。琴を善くした。

敬伯姓王、晉末會稽餘姚人也。曾舟中渚、升亭而宿。是夜朗清輝、輕風美。敬伯乃撫琴靜調、聊以自娛。時劉惠卿下郡、亦維舟停泊。惠卿亡女之征、在於船上。既聞敬伯琴聲、愛戀無已。乃將從婢兩人、往就敬伯。如生不異。相和爲歌、盡情眷悅。申意竟夕、始乃分離也。(『珊瑚集』)

惠卿郡に下り、亦た舟を維ぎて停泊す。惠卿の亡女の征、

(一二)

敬伯姓王、晉末會稽餘姚の人なり。曾て中渚に舟し、

亭に升りて宿る。是の夜朗らかに清輝、輕風美なり。敬

伯乃ち琴を撫し、靜調聊か以て自ら娛しむ。時に劉

惠卿郡に下り、亦た舟を維ぎて停泊す。惠卿の亡女の征、